

調 査 士

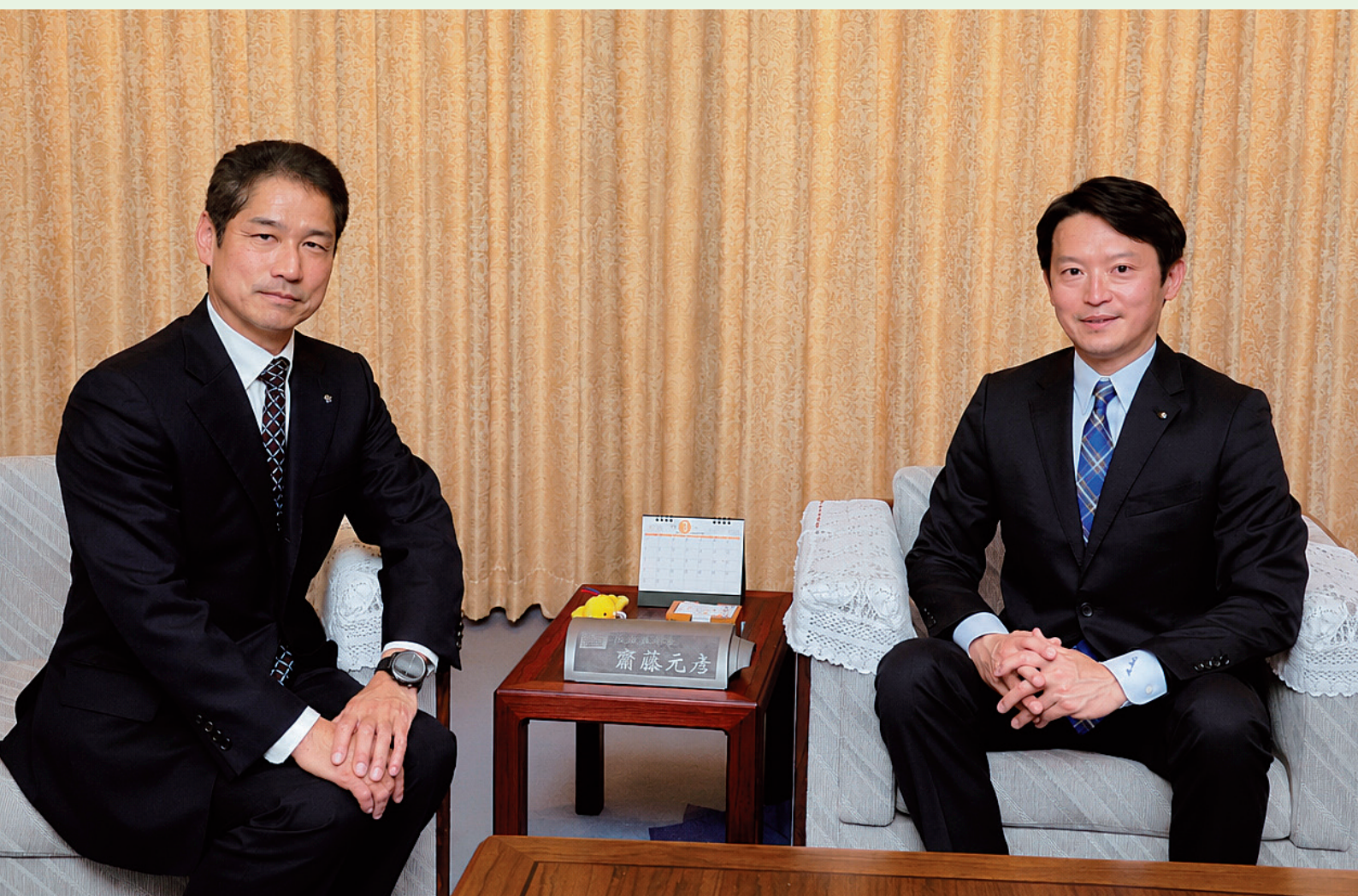
兵庫

夏季号

2026



No.575



→ 特 集

令和 8 年第85回定時総会

→ 特 集

境界確定に必要な調査・測量の実務

兵庫県土地家屋調査士会

兵庫県土地家屋調査士会会長×兵庫県知事 対談



暮らし

兵庫県では、未来をつくる将来像「躍動する兵庫」者の可能性を拓く「安全安心な暮らしを守る」「地「自然との共生を深化する」の4本の柱と、それを化する」を柱にした予算編成を行い、さまざまな施

インフラや空き家対策について意見を交わした斎藤知事と三嶋会長＝兵庫県庁

兵庫県
土地家屋調査士会
会長

三嶋裕之氏



三嶋 所有建物の登記確認を

―県が進める空き家対策について。

三嶋 空き家の数は年々増加しています。空き家の増加は、周辺環境の悪化につながり、地域の活力を失う原因になります。地方部だけではなく神戸市内、阪神間、姫路市内でも同様の問題があります。空き家の取引は、住宅ストックの利活用になり、中古住宅の需要の高まりや、カフェや宿泊施設など多様な活用が見込まれます。空き家にしない予防も必要で、相続の前に実家をどうするか早めに考えていただくことが大切です。そのため、空き家発生予防の手引の配布や、来年度新たに、空き家になる前に家族で話し合う「きっかけシート」を作成し、意識啓発に取り組みます。空き家をリノベーションして活用するなどで、不動産取引や内装リフォームなどビジネスを生み出す

すこととなります。県では丹波篠山やその他の地域で空き家利活用の支援を行っています。

三嶋 空き家を貸したり、売ったりしようとして調べてみたら建物が登記されていないことが判明し、あわてて登記を依頼されるという事例が増えていきます。この場合には登記手続きに相当な時間と費用を要することになります。このようなことを未然に防ぐために建物を新築したときや増築したときには必ず登記をしなければなりません。

この機会に県民の皆さまが所有される建物が正確に登記されているか確認していただきたいです。また、土地家屋調査士は、境界確定測量のために、隣地の所有者とお会いして境界を確認します。これは境界紛争を防ぐために大切な作業です。土地家屋調査士が専門とする表示に関する登記は、土地、建

20年以上たちますが、残念ながら兵庫県ではあまり進んでいません。市町の担当者に聞くと、調査には多大な人手が必要で迅速に進めるのは難しいようです。行政と我々専門家が協力して進めていくことが大切ですね。

物の現況を正確に登記記録に反映させる目的で所有者に申請義務が課せられているものがあります。土地建物について気になることがありましたら早めに土地家屋調査士にご相談ください。

―読者に知事からメッセージをお願いします。

斎藤 利便性向上や安全安心に役立つインフラ整備、住み替え・新規出店などに伴う不動産売買。これらは、権利関係が明確に管理されてはじめてなれるものです。また、管理されない空き家は景観や安全、にぎわいを阻害します。だからこそ、空き家・不動産の適切な管理と利活用、境界や権利の明確化を進めていくことが大切です。県としても、調査士会の皆さんと連携し、地籍調査や空き家の利活用などを進めていきたいと考えています。

守るインフラ整備

の実現に向けて、「若域活力を底上げする」を支える「県政基盤を強策を進めている。その

中でも「安全安心」に欠かせないインフラ整備における取り組みや、空き家対策などについて、2026年度を前に、兵庫県斎藤元彦知事と、土地建物に関する調査および測量の専門家である兵庫県土地家屋調査士会の三嶋裕之会長に、現状について話し合ってもらった。(本文中敬称略)

―県が取り組むインフラ整備について。

斎藤 兵庫県では安全安心な暮らしを守るために、治水対策、土砂災害対策、南海トラフ地震を見据えた津波対策や橋梁の耐震化を計画的に進め、上下水道施設や道路区画線の引き直し、河川堤防の点検前除草など、県民の生活に密着したインフラの維持管理にも取り組んでいきます。また、広域的な地域間連携と交流を促進するため高規格道路など道路網の整備も推進しています。インフラ整備には、事業用地の確保が不可欠です。権利関係の複雑化や高齢化の進展に伴い、相続手続きの放置や法務局の図面と現地の不整合などが、インフラ整備に支障を及ぼすケースがあります。特に山間

部では境界の確定に時間を要するなどの課題もあり、土地の境界線の確認や登記図面の作成に必要な専門知識を持つ土地家屋調査士の力が大変重要だと考えています。

三嶋 県が行う事業用地も、県民が所有する土地も、境界がはつきりしない土地は、取引に支障を来します。土地の境界は、明治の地租改正で固定資産税算出のために測量して固定されたものです。その後は、所有者間の合意のみで自由に変更することとはできません。現地に明確な境界杭がないときには、さまざまな資料を読み解き検証する必要があります。土地家屋調査士は境界を専門的に扱う唯一の国家資格であり、法律上登記に関する測量は土地家屋調査士しか



兵庫県知事

斎藤元彦氏

三嶋

斎藤 事業用地の確保不可欠
境界確定に専門家必要

斎藤 地籍調査の効率化推進

できないので、インフラ整備のために専門家として協力していきたいですね。

―地籍調査の取り組みについて。

斎藤 法務局の古い地図を現況に合わせて更新する地籍調査は、一筆ずつ所有権や境界を正確に反映します。実務は市町村が主体で、県は補助金の交付や事業計画の調整・策定などを行います。兵庫県が進める空き家の利活用やインフラの整備を推進する上で、ベースとなるのが権利関係の確定で、旧市街地は古くからの家屋が立ち並び、権利関係が昔のままになっていることが多いですね。地籍調査事業は全国進捗率53%に対し、兵庫県は32%と遅れているので、リモートセンシングデータなど最先端の技術を活用し、調査の効率化と迅速化に取り組んでいます。

三嶋 地籍調査推進のために外部委託のガイドラインが作られた際、土地家屋調査士などの専門家を使って地籍調査を進めることになりました。それから

目 次

特 集

特集① 会長挨拶	3
令和 8 年第85回定時総会	4
神戸地方法務局局長祝辞	6
日本土地家屋調査士会連合会会長祝辞	7
特集② 境界確定に必要な調査・測量の実務	8

トピックス

日本土地家屋調査士会連合会第83回定時総会トピックス	14
土地家屋調査士開業支援セミナー	15
県境 3 支部合同交流会	17
通算300回開催 KC会の歩みについて	18

毎号掲載

政治連盟だより	19
つれづれなるままに「色々変わりますね」	21
私の事件簿シリーズ「対回観測の追懐」	22

会員向け

部会・委員会報告	23
会員の動向	28
新入会員アンケート	32
編集後記	34
第35回調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!	40

会長挨拶



兵庫県土地家屋調査士会

会長 三嶋 裕之

去る5月21日に第85回の定時総会を無事終えることが出来ました。

今回の総会には組織の再編と会費改定を上程させていただき、さまざま意見を頂戴しながら、未来への歩みを踏み出すことになりました。

ここにこの紙面をお借りいたしまして、感謝を述べたいと思います。ありがとうございました。

さて、我々土地家屋調査士の業務の大部分を占める不動産登記制度は、所有者不明土地の解消施策の取り組み強化によって大きく変革いたしました。今年の4月に住所変更登記等の義務化により一連の法改正のすべてが施行することになりましたが、法律改正に至る中で専門家としての意見が色濃く反映された法律になったことは、連合会、政治連盟の努力の結果だと思います。関係者の皆様に感謝したいと思います。中でも調査士法1条に筆界の専門家との明記は、長年3条に記載されている業務内容では判断しづかった登記を伴わない筆界確認業務について、この1条に記載されることによりこの分野での専門家である位置付けが明確になったものとして、これからは我々が世間にアピールすることにより、筆界に関するさまざまな業務についても我々抜きには行えない、それだけ重要な立場であることの理解が可能となる大変重要な改正とも言えます。

このPRこそが広報であり、今までは会員向けの広報を主眼とした、いわゆる内部的広報が広報部、外部的広報は社会貢献活動として社会事業部が担っていましたが、これからはこれらの部を1つにまとめ、外部広報も含め積極的に取り組む体制にいたします。

その中において業務拡大は重要な課題でもあります。年々登記事件数が減少する中、従来のような業務範囲では少子高齢化が進む我が国においては業務減少に歯止めがかかることがなく、今世間の注目を浴びることになった未登記建物の問題も、一時の業務量の増加に繋がりますが、ある程度未登記建物が解消されれば落ち着きを取り戻すは

ずで、業務量が増え始めている今、新たな業務開拓に打ち出さなければなりません。それは、狹隘道路解消もしかり、官民境界確認業務の外部委託もしかり、地籍調査事業もしかり、筆界確認業務が必須の業務でまだまだ関与出来る分野は多くあります。それらの積極関与する働きかけを行って行く中でその業務を担っていただける方を増やすことも大事になります。会員の皆様におかれましては、積極関与をお願いいたします。

そのような中、我々を取り巻く世間情勢は厳しさが増しております。物価高騰はなかなか歯止めがかからない中不動産も高騰しており、新築建物より中古物件への移行も出始めております。本来なら物価高騰により報酬額も見直さなければならない状況となる一方、価格競争となる物件が多くなるなど報酬額への目も厳しくなる中で、会員皆様におかれましては報酬額は自由に設定することが前提ではありますが、土地家屋調査士は一定の知識のある国家資格者でありその信頼のもと業務が独占出来ている訳であって、それはすべての土地家屋調査士が業務取扱要領に則った業務を行い一定の品質が確保されると言った世間の信用がベースとなっていることを忘れずに、事務所ごとの報酬を定めていただければと思います。

千里の道も一歩から、新たな組織体制で歩みだすことになりました我が会も、皆様の支えがあって成り立つ組織であります。役員の成り手不足が顕著になっており部の数と役員数は減少いたしますが、個々が何らかの形で携わる機会を増やすことにより未来を担っていただける人材確保にも繋がりますので、それらも踏まえた組織体制の構築をしたいと考えております。

AIの普及が想像を遥かに超えた速度で進化する中、現場主義的な国家資格者はまだまだ必要とされており、この世間の流れに乗りながら独自の専門性を活かす働きをするのが土地家屋調査士の強みとなっておりますので、引き続きご理解とご協力よろしくお願いいたします。

令和8年 第85回 定時総会

去る5月21日（木）正午からザ・マークスクエア
神戸において令和8年第85回定時総会が開催された。

総会は岡崎総務副部長の司会により山本副会長より
開会宣言がなされ、三嶋会長から挨拶がなされた。

議 事

当日出席会員 141名、委任状出席会員 294名

議長には神戸支部安西輝貢会員、副議長に明石支部
戸田清志会員が選任され、三嶋会長及び各部長、委員
長による事業報告並びに会務報告が行われた後、第1
号議案から第4号議案が審議され、全ての議案が賛成
多数により承認された。

第1号議案 令和7年度収支決算報告承認の件

第2号議案 令和8年度事業計画（案）審議の件

第3号議案 令和8年度収支予算（案）審議の件

第4号議案 兵庫県土地家屋調査士会会則一部改正
（案）審議の件

式 典

議事に引続き、式典が行われ、神戸地方法務局長表
彰をはじめ各表彰、多数のご来賓からの祝辞が述べら
れた後、島本副会長の閉会の辞により総会は終了した。

❖ご臨席いただいた来賓

神戸地方法務局	局 長	井川 良 様
同	次 長	西村 隆 様
同	首席登記官	高山 広海 様
同	総括表示登記専門官	橋本 清文 様
同	総務課庶務係長	高見 祥子 様

兵庫県	知 事	齋藤 元彦 様
	代 理	中村 浩明 様
日本土地家屋調査士会連合会	専 務 理 事	柳澤 尚幸 様
兵庫県司法書士会	会 長	野上 英則 様
兵庫県弁護士会	副 会 長	内海 陽子 様
兵庫県行政書士会	会 長	本田 圭 様
近畿税理士会神戸支部	副 支 部 長	井上 真一 様
兵庫県社会保険労務士会	副 会 長	石原 利男 様
兵庫県宅地建物取引業協会	副 会 長	高野 正浩 様
日本公認会計士協会兵庫会	副 会 長	高橋 潔弘 様
兵庫県不動産鑑定士協会	副 会 長	梶川 智保 様
兵庫県建築士事務所協会	常 任 理 事	高原 正道 様
顧 問	衆議院議員	谷 公一 様
同	代 理	渡辺 浩司 様
同	衆議院議員	西村 康稔 様
同	代 理	戸田 美和 様
同	衆議院議員	盛山 正仁 様
同	代 理	松村 信彦 様
同	衆議院議員	藤井比早之 様
同	代 理	友藤 万貴 様
同	衆議院議員	赤羽 一嘉 様
同	代 理	治井 邦弘 様
同	参議院議員	末松 信介 様
同	代 理	中西 健士 様
同	参議院議員	加田 裕之 様
同	代 理	丸山いわお 様
同	県議会議員	黒川 治 様

同	県議会議員	内藤 兵衛 様
同	県議会議員	山口 晋平 様
同	県議会議員	吉岡 健 様
同	県議会議員	島山 清史 様

同	県議会議員	黒川 治 様
同	県議会議員	内藤 兵衛 様
同	県議会議員	奥谷 謙一 様
同	参議院議員	高橋 光男 様

兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

副 理 事 長 青木 道人 様

兵庫県土地家屋調査士政治連盟

会 長 安居 正彦 様

兵庫県青年土地家屋調査士会

会 長 岡崎 啓介 様

❖来賓祝辞

次のご来賓の方々からご祝辞をいただいた。

神戸地方法務局 局 長 井川 良 様

兵 庫 県 知 事 齋藤 元彦 様

代 読 土木部次長 中村 浩明 様

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 岡田潤一郎 様

代 読 専 務 理 事 柳澤 尚幸 様

兵庫県司法書士会 会 長 野上 英則 様

顧 問 県議会議員 黒川 治 様

同 県議会議員 山口 晋平 様

同 県議会議員 吉岡 健 様

同 県議会議員 島山 清史 様

❖祝電披露 (順不同)

兵庫県行政書士会 会 長 本田 圭 様

兵庫県社会保険労務士会

会 長 牧山 浩之 様

兵庫県宅地建物取引業協会

会 長 久内麻佐行 様

顧 問 衆議院議員 谷 公一 様

同 衆議院議員 西村 康稔 様

同 衆議院議員 盛山 正仁 様

同 衆議院議員 藤井比早之 様

同 衆議院議員 赤羽 一嘉 様

同 参議院議員 末松 信介 様

同 参議院議員 加田 裕之 様

❖表彰

神戸地方法務局局長表彰

和泉 宏明 (伊丹) 阪本 晃一 (阪神)

長谷川裕城 (加古川) 矢野 将秀 (阪神)

山田 辰也 (神戸)

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

(日本土地家屋調査士会連合会顕彰規程第4条)

向井 明範 (神戸)

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

(日本土地家屋調査士会連合会顕彰規程第5条)

浅田 寿之 (阪神) 足立 雅幸 (東播)

瓜生 哲也 (阪神) 松本 浩一 (明石)

日本土地家屋調査士会連合会会長感謝状

(日本土地家屋調査士会連合会顕彰規程第7条第1項第1号)

中山 敬一 (明石) 春名 英信 (神戸)

兵庫県土地家屋調査士会会長表彰

東 陽 (神戸) 井上 勝彦 (東播)

岡本 亮 (姫路) 釜江 健太 (明石)

呉本 守男 (阪神) 齋藤 秋人 (神戸)

田中 真也 (加古川) 富澤 誠二 (阪神)

中川 忠士 (淡路) 中田 哲 (伊丹)

福地 正和 (神戸) 松岡 博之 (姫路)

森田 公男 (但馬)

永年在籍長寿御祝

浅田 隆夫 (但馬) 臼井 孝文 (伊丹)

山根伸一郎 (神戸)

令和8年 第85回 定時総会(祝辞)

祝 辞



神戸地方法務局
局長 井川 良

本日ここに、兵庫県土地家屋調査士会定時総会が開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。

兵庫県土地家屋調査士会並びに会員の皆様には、平素から、登記業務を始めとする、法務行政の適正・円滑な遂行に、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、表彰を受けられました会員の皆様は、多年にわたり土地家屋調査士業務に精励され、土地家屋調査士制度の充実・発展に大いに貢献されとともに、登記事務の適正な処理及び法務行政の運営に寄与されました。その御功績は誠に顕著であり、改めて敬意を表しますとともに、今後の御健勝と益々の御活躍を祈念いたします。

本日はせっかくの機会ですので、法務局をめぐる諸情勢について、不動産登記に関する事項を中心に、若干、申し述べます。

近時の法務行政における重要課題の一つが、所有者不明土地問題の解消です。法務局では、令和6年4月にスタートした相続登記の申請義務化につき、国民の皆様への更なる浸透を図るための周知広報を継続してまいりました。併せて、相続登記に係る登録免許税の特例措置の期限延長、職権による住所等変更登記に際して必要となる検索用情報の申出の開始、より幅広い公共的事業をも対象とする方向での長期相続登記等未了土地解消作業の運用見直しなど、問題解決に向けた取組も進めました。また、本年2月2日には所有不動産記録証明制度が、4月1日には住所等変更登記の申請義務化がスタートしたところでもあります。

当局では、引き続き、細やかな広報活動を行って制度の周知に努めるとともに、関係機関等との間で連携を図りながら円滑な実施につなげたいと考えています。

次に、法務局地図作成事業についてです。

法務局地図作成事業の推進は、法務局における現下の最重要課題の一つです。

当局では、防災・まちづくり型として、揖保郡太子町、豊岡市中央町・元町等のほか、本年度からは西宮市日野町において実施します。また、大都市特化型として、神戸市東灘区本山南町地区等において実施します。

経済の活性化やインフラ整備といった観点のみならず、自然災害への備えという観点からも重要な事業です。引き続き会員の皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてです。

筆界特定制度は、平成18年1月から開始され、本年1月で20年を迎えました。当局は、全国でも有数の取扱件数となっておりますが、円滑に処理することができておりますのも、皆様が筆界調査委員として、あるいは、申請人代理人として御尽力いただいている結果です。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

最後に、登記のオンライン申請についてです。

これまでも皆様にオンライン申請の積極的な御利用をお願いしてきたところであり、多くの土地家屋調査士の皆様にオンライン申請を利用いただいています。毎年、オンライン利用率も向上しておりますが、オンライン申請の利用は、社会のデジタル化の流れに沿うものですので、なお一層の御理解・御協力をお願いいたします。

結びに当たり、兵庫県土地家屋調査士会の益々の御発展と、会員の皆様の御活躍、御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

令和8年 第85回 定時総会(祝辞)

祝 辞

日本土地家屋調査士会連合会
会長 岡田 潤一郎

本日ここに、兵庫県土地家屋調査士会令和8年度定時総会が開催されましたことに、まずもってお慶びとお祝いを申し上げます。

また、兵庫県土地家屋調査士会の皆様におかれましては、日頃から三嶋会長を始めとして、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在の執行部となって一年が経過しようとしておりますが、この一年間、役員の一一人が共通の認識をもって、令和7年度の定時総会で承認いただいた事業方針大綱に基づき、事業に取り組み、おおむね当初の目的を達成できたものと考えております。事業遂行に当たりましては、会員の皆様にもご協力いただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、近年、相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度の施行、そして本年4月1日から施行された住所等の変更登記の申請義務化など、国民生活に深く関わる制度が相次いで大きく変革しております。これに伴い、土地家屋調査士を取り巻く環境も、急速な変化の渦中にあります。相続登記の申請義務化に関連し、土地家屋調査士業務である表示に関する登記の相談や依頼形態にも変化が認められ、全ての土地家屋調査士会員は、この環境を的確に把握し、改革の成果を広く社会に還元していくことが求められているところで

す。

同時に、会員一人一人が土地家屋調査士としての職責を自覚し、制度の歴史的背景と最新情報を共有することにより、「意識の共有」を図り「方向性の共有」から更に「行動の共有」へと深化させ、土地家屋調査士制度を国民生活との調和に結び付ける意識こそが、新時代を切り拓く真の原動力になると確信しております。

また、土地家屋調査士が安定した生活基盤を確保した専門職として、その使命を果たし続けていくためには、会員の皆様が適正かつ正確な業務を遂行することに加え、業務の質に基づく付加価値を創出し、激動する経済環境にも柔軟に対応できる高度な知見と実務能力を備えることが不可欠であると考えております。当連合会では、今後も積極的な情報発信と自己研鑽機能の充実に取り組んでまいります。

そして、頻発する自然災害への備えとして、平時から危機管理意識を共有し、備えを怠ることなく、安定した国民生活を支える体制を確立することが、当連合会及び全国の土地家屋調査士会そして各会員の責務であると考えます。

これらの災害対応はもとより、国策として推進されるデジタル化をはじめ、社会構造や価値観の変化に機動的に対応するためにも、土地家屋調査士という職業の魅力と社会的意義を、より強く、より広く発信し続けることが大切であるという意識を持って組織運営に務めているところです。

土地家屋調査士制度が社会において必要不可欠で在り続けるには、その期待や要請に適時適切に応えていかなければなりません。当連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟との連携を深め、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟でおります。

最後になりますが、貴会の更なる発展と本日で列席の皆様のご健勝とご活躍を祈念し、祝辞といたします。



境界確定に必要な調査・測量の実務

境界問題相談センターひょうご センター長 竹島 丈

●境界確定とは

よく「境界確定」と表現することが多く、今回の記事のタイトルにもなっていますが、私は土地家屋調査士が行うのは「境界確定」ではなく「境界確認」と認識していました。その理由は簡単にいうと「境界確定」は行政や司法が行うものと認識していたからです。

今の時代はわからないこと、専門的なことは本ではなくまずAIで調べてあたりをつけることが多いと思いますので、私も記事を作成するにあたり「境界確定」と検索してみました。

境界確定とは

Google Chrome AI による概要-----

土地の境界確定とは、隣接する土地との境界（筆界）を測量と話し合いによって明確にする手続きです。土地の売却、相続、分筆、家を建てる際などのトラブル防止に必須となります。

筆界確認と境界確定の違いは何ですか？

Google Chrome AI による概要-----

「筆界確認」は登記上の正しい境界線（筆界）を確認・特定する作業を指し、「境界確定」は当事者間の合意や裁判によって土地の境界を正式に定めることを指します。（引用元 ウチカツ）

具体的な違いは以下の通りです。

1. 筆界確認（ひっかいかくにん）

目的：明治時代の地租改正以来、登記簿や公図などを基に決まっている「本来の境界（筆界）」を調査・確認することです。

性質：筆界は客観的な資料に基づいて復元されるものであり、当事者の合意や実際の使用状況によって勝手に動かせるものではありません。

（引用元 信栄ホーム株式会社）

2. 境界確定（きょうかいかくてい）

目的：土地の境界が曖昧な場合に、隣接する土地所

有者同士の話し合いや測量（立会い）を経て、お互いの境界を正式に決定することです。

性質：当事者間で合意に至らない場合は、法務局の筆界特定制度を利用するか、裁判所の「境界確定訴訟」によって最終的に決定することになります。（引用元 ウチカツ）

まとめると：

「筆界確認」は客観的な資料から本来の境界を探し出すこと、「境界確定」は境界を最終的に決着させる手続き全般（話し合いや法的措置を含む）を指します。実務上は、隣家との合意書として「筆界確認書」などを交わす際に、これらを同義として使うこともあります。

次に、「境界確定 境界確認 違い」と検索してみました。

境界確定 境界確認 違い

Google Chrome AI による概要-----

「境界確認」は、隣接する土地の所有者同士が現地で境界の位置を確認し合う作業そのものを指します。一方「境界確定」は、その確認に基づいて測量を行い、関係者全員が合意した上で「境界確認書」を取り交わし、境界線を公式なものにする一連の手続きを指します。

若干的を射ていないようにも思えたので、他の引用元をたどると、

東京会ウェブサイトより-----

土地の境界を明確にするということは、ご自身の大切な資産管理に繋がる、大切なことです。

> 境界確認のための立会とはどのようなことをおこなうのですか。

隣り合う土地の境界位置を、それぞれの土地所有者が確認することを言います。境界の位置について、土地家屋調査士が法務局等の役所、土地所有者の保管す

る資料等の収集、現地の調査測量を行った結果を、中立の立場で土地所有者に説明し、確認を得る作業です。

調査測量前に境界立会を行い、土地所有者の境界についての認識を調査後、測量を実施し、その後に再度境界立会を行う場合もあります。

> そもそも境界確認とはなんのために行われるのですか？

境界の位置を明確にするためです。相続などで土地を分割するため、分筆登記が必要な場合、境界にブロック塀等を設置する場合、土地の正確な面積を確認する場合等が考えられます。

LRTKウェブサイトより-----
境界確認と確定測量の基本的な違い

土地に関する実務では、「境界確認」と「確定測量」という言葉が使われます。どちらも土地の境界に関わる作業ですが、目的や成果物、関係者との確認の扱いが異なります。依頼前にこの違いを整理しておかないと、必要な書類が揃わなかったり、後から追加の測量や立会いが必要になったりすることがあります。

境界確認とは、現地にある境界標、塀、フェンス、道路、側溝、既存図面などをもとに、土地の境界がどこにあると考えられるかを確認する行為です。実務上は、土地の状況把握、隣地との認識確認、工事前のリスク確認、簡易的な現況整理などで行われます。境界確認は、必ずしもすべての隣接地所有者から書面で合意を得ることまで含むとは限りません。依頼内容によっては、現地確認と図面整理を中心に行う場合もあります。

一方、確定測量は、隣接地所有者や道路などの関係者と境界について確認し、境界点を測量して、土地の範囲をより明確にするための測量です。一般的には、境界確認書、立会い記録、測量図など、後工程で使いやすい資料を整える目的で行われます。売買、分筆、建築計画、相続に伴う土地整理など、境界を明確にしておく必要性が高い場面で検討されやすい方法です。

大きな違いは、境界の「確認」にとどまるのか、関係者の立会いや確認を含めて「確定」に近い状態まで整えるのかという点です。境界確認は状況把握の性格が強く、確定測量は権利関係や後続手続きに使う前提が強くなります。ただし、確定測量という名称であっても、すべての法的問題や隣地との紛争が当然に解決

するわけではありません。地域の運用、土地の履歴、道路管理者の扱い、隣接地の状況によって進め方は変わるため、名称だけで判断するのではなく、何を成果として求めるのかを明確にすることが大切です。

土地家屋調査士会等のウェブサイトでは、東京会、神奈川会、栃木会、岡山会、千葉公嘱、兵庫公嘱は「筆界（境界）確認」と表記され、日調連、三重会、福岡会、新潟会、愛知会、香川会、宮城会は「境界確定」と表記されています。

確証を得ることができないため、元の日本語の意味を調べるために、「確認 確定 違い」で検索すると、下記が示されました。

確認 確定 違い

Google Chrome AI による概要-----

「確認」は、事実や内容を「たしかめること（調べること）」を指し、「確定」は、たしかめた上で変更できないように「はっきりと決めること（決定すること）」を意味します。

具体的な違い

1. 確認（かくにん）

意味：状態やデータが正しいか、間違いがないかを見て確かめること。

特徴：あくまで「現状どうなっているか」を認識するプロセスです。

例：「スケジュールの空き状況を確認する」「間違いがないか書類を確認する」

2. 確定（かくてい）

意味：複数の選択肢や未定の状態から、もう変更できないように決定すること。

特徴：「確認」して問題がないと分かった後、最終的な結論を出す・固定するアクションです。

例：「旅行の予約を確定させる」「予算を確定する」「確定申告」

調べても結局は的を射ていないようにも思えますが、以降はAIに頼ることなく本題に入りたいと思います。

●境界確定に必要な調査

前置きが長くなりましたが、現在は筆界確認が不調になった場合等は筆界特定制度を利用することが選択肢の一つとなりました。筆界に関する測量調査はこの制度で用いられている手順、また筆界特定調査員に任命された皆さまが行う手順および検討手法・調査内容を踏襲すれば、概ね筆界に関する測量の際、調査不足に陥ることは無いと思います。

しかしながら、この全ての手順等を、測量の依頼があった全ての現場で行うことは難しいので、我々土地家屋調査士としての判断で取捨選択をすることになります。

立会及び境界標設置のみ必要で書類取交不要の内容での仮測量・境界標復元依頼があった場合は、作業の範囲および免責事項について十分依頼者に説明したうえで、将来に地積更正等が必要になった場合、追加で確定測量等の依頼があった場合に自分が（もちろん他の方が測量をされる場合も）困ったことにならないよう、また将来隣接地から依頼があった場合に喜んで受任できるよう、いかなる依頼内容でも境界標を設置する際は事前に十分に検討を行うことが必要と思います。

筆界特定が完了した後の筆界特定書には、下記の順で調査・検討・判断内容が記載されます。皆さまの現場でも、現地立会時の説明、質問があった際の回答の根拠、将来隣接地から依頼等があった場合の備忘録として有効ですので、依頼があった現場および作業・検討内容に応じて、取捨選択を行い対応いただければと思います。

下記内容は私が担当した新入会員研修会のレジュメ、私が受講した筆界特定調査員向けの研修のレジュメを引用、追記しています。筆界特定、申請地（人）、甲、対象土地（人）、乙、関係土地（人）、の表記がありますがそのまま記載しています。

意見（境界がここであると判断したこと）の内容

1. 申請人らの主張
2. 対象土地の占有状況
3. 対象土地及び隣接地等に係る地図又は地図に準ずる図面の状況

4. 対象土地及び隣接地等に係る地積測量図の状況

5. 対象土地の公簿面積及び実測面積

→下記記載のとおり、実測面積および差異については依頼者以外に示して良いか否かは慎重な判断を要します。

意見（境界がここであると判断したこと）の理由

→皆さまがいつも行っている立会の際に説明している内容になります。後でみても経緯や根拠がわかるよう、成果・交付用図面とは別の検討図に記載、保管しておく、将来の問い合わせ等に対応することが容易になるかと思います。

1. 申請人らの主張

調査で、聞き取ったものを整理する。主張する筆界の位置、その根拠。筆界を認識した時期。

2. 申請地の占有状況

- ・境界付近の構造物、地形等の状況。
- ・占有地の利用状況。
- ・占有界の沿革、構造物の設置時期など。

3. 申請地及び隣接地等に係る地図及び地図に準ずる図面

3-1 字限図区域

- ・字限図の形状と現況の対比。
- ・和紙公図に張り付けている半紙、分合筆による筆界線の手入れの仕方。
- ・和紙公図と地元自治会等が所有する古図の対比。

3-2 国土調査区域（土地改良・圃場整備区域も含む）

- ・国土調査図の作成時期、図解法、数値法など。（昭和60年前後で作成方法が変わる。）
- ・地図根点が残っていれば、その座標値からの検証。
- ・広範囲の土地形状が合致しているかの検証。
- ・地図情報化された地図は、加工されたもので、国土調査図原図との対比。
- ・国土調査前の字限図とどこまで整合しているかの検証。

3-3 区画整理図等

- ・区画整理図が作成された時期。

- ・区画整理図の辺長の検証。
- ・街区角折れ点からの整合。

4. 本件対象土地及び関係土地に係る地積測量図の状況

- ・一元化前の分筆による分筆申告図の有無の調査。使える、使えないの判断は慎重に。
- ・地積測量図等に復元能力があるか。
- ・三斜の数値から、座標化するのは危険。(面積調整で記載されていることも)

5. 公簿面積と実測面積の検証

- ・関係土地の実測面積と公簿面積の検証。(可能な場合)
→検討出来る場合は、それを行うことは重要ですが、隣接地等に仮面積を伝えるか否かの判断は特に配慮が必要です。場合により一切進捗しない可能性もあります。また数値はあくまでも仮のもので確定した内容ではないにもかかわらず、強い印象をもたれてしまう場合もあります。
- ・関係土地以外の周辺土地の面積測定による検証。(可能な場合)

6. その他

6-1 既存境界標

- ・境界標の種類、地図、測量図との整合性。
- ・関係人の認識、境界標の設置時期の聞き取り。
- ・周辺地域の境界標種類との対比。
- ・既存境界標は移動している場合もありますので、移動の有無を検証。

6-2 空中写真

- ・各年代の利用状況。
- ・占有界の沿革。
- ・地目の沿革。

6-3 グーグルストリートビュー

- ・10年ぐらい前までの、道路面の状況を3次元的に閲覧できる。

6-4 関係人が所有する資料

- ・関係人所有の売買契約書に添付されている測量図の確認。
- ・建築確認図面。(筆界の概念が無いものも有る)

- ・越境物の覚書、金銭による清算の有無。

7. 本件筆界の検討

- ・調査した関係人からの聞き取り、各種資料の論点を整理し、本件筆界を特定する。
- ・どの資料を重要視したのか、結論に至った理由をわかりやすく表現する。

7-1 申請人らの主張

- ・主張は、筆界か所有権界か。
- ・元々は親族関係ではないか。
- ・関係資料との整合性。

7-2 対象土地の占有状況

- ・申請人の主張と関係資料との整合性あるか。

7-3 本件対象土地及び関係土地に係る地図及び地図に準ずる図面

- ・地域区分により、どの公図を重要視したか。
- ・重要視した公図の種類及びその理由。
- ・関係人の証言、占有状況との整合性の検証。

7-4 本件対象土地及び関係土地に係る地積測量図の状況

- ・実測辺長との整合性の検証。
- ・関係人の証言、占有状況との整合性の検証。

7-5 公簿面積と実測面積の検証

- ・地租改正時の面積は、その当時の測量方法など一定の誤差が存在している。
- ・関係土地外や周辺の状況などから面積を筆界特定の資料として採用するかは、慎重に検証する必要がある。

7-6 その他

- ・関係人からの聞き取り、各資料との整合性を確認する。

8. 検討図の作成(立会前と立会後にそれぞれ作成保存しておく。将来の備忘録に)

- ・主要構造物などの記載。(甲ブロック塀、乙石積など)
- ・地積測量図等の辺長との対比。
- ・関係人の主張する筆界線、本件筆界をそれぞれ記載。
- ・検討するための基準となるものを記載。

●境界確定に必要な測量

測量の技術的なことは触れません。私に測量技術の解説を求められているわけではないと思いますので、詳しい方に改めて解説いただきたく思います。日々の測量においての精度管理、現場作業で私が心がけていることを記載したいと思います。

①測量前の近隣挨拶

→後日境界立会の協力が必要な隣接地には、できれば現地仮測量を行う前に、簡単な挨拶文書をもって訪問し挨拶を済ませておきたいです。その際に立会日程調整を行う際の連絡先もお伺いできればと思います。測量中にばったりとお隣様にお会いした際に、持たれる印象がまったく異なると思います。事前に隣接地にアポイントを得て測量挨拶に訪問することはもっとも望ましいものの非常に少ないと思いますが、不在の際に書類を投函するか、又はお会いできるまで訪問するかの適否は、依頼者と隣地様の関係、または皆さまの状況および御判断に依ります。もちろんお会いできることが最善です。

②境界と思われる箇所に印やマークが無いか、可能な状況であれば少し掘って（土をはらって）みる。

→地中にありそうな場合に掘ってよいか否かは、隣接地に配慮が必要と考えます。隣接地に立ち入る場合は、事前に了承を得る必要があります。境界付近での作業は十分に配慮しないとこれからの境界確認作業に支障をきたすことになりますので、了承を得た後に行います。杭等を発見出来た場合、測量後の検討や立会時に非常に有効となる場合があります。モルタル等のはつりが必要と思われる場合の作業は、立会后または了承を得てからです。

③器械点を移動する前に後視点を最後に見て、測量中の角度のズレ、チルトを確認する。

→後視点を最後に見てゼロのままであることはほとんど無くても、ズレが許容範囲か否かを確認します。測量中に器械の移動が無いか（測量精度が確保できているか）、誤った位置を後視点にして観測を行っていないかを確認する意味があります。夏場はアスファルトが柔らかく、また三脚がアルミ製の場合は伸縮の影響を把握するため、器械を

設置した最初と移動前の最後でどの程度ズレが生じているのかを把握します。あまりに大きい場合は、最後のほうのデータは良くないと知っておくことが大事です。場合によっては再測量の判断をその場で行うことができますので、何も知らずに持ち帰り、データ計算を行った後に悩む要因を減らすことができます。

④極力、測量チェック点を設ける。

→異なる器械点から同じ点（鉄、又は任意に設置した仮印）を見て、座標のズレを確認します。これもゼロになることはほとんど有りませんが、許容範囲か否かを確認します。街区を回して器械点を5～6点設定することも有ると思います。道路であれば閉合計算を行うことも出来ませんが、背割り線に該当する箇所やブロック塀等で遮られ、器械点同士の視通がきかない場合も多く有ります。閉合計算が出来ない路線の場合でも、異なる器械点（出来れば最も離れた器械点同士）から観測した測量チェック点の座標差が数ミリであれば、測量に問題ないことが確認できます。特に高さのデータを求められている場合は、境界標設置後の対辺測量での辺長点検が出来ないので、より多くの測量チェック点を設け、高さの精度チェックを都度行うほうが、より安心できると思います。閉合計算を行った場合でも、各器械点に誤差配分された後の測量チェック点がどの程度ずれているか、閉合計算を行わない場合との差異はどの程度有るのか、確認することが出来ます。

⑤住宅地の場合は作業時間に配慮する。

→特に朝方は近隣の感情を損なうことがあるので、その可否を十分ご検討ください。

⑥立会前の仮復元は立会当日に行わない。

→想定した位置にこない場合や、復元計算が適当でないことが仮復元で分かる場合が有ります。立会までの時間がないと、復元の根拠や理屈を立て直ることが困難な場合もあります。または境界標やペンキ等、設置跡を予期せず発見し、新たに復元の根拠や理屈を整理する必要がある場合も有ります。

⑦立会時に設置予定の杭の種類を見てもらう。

→状況にもよりますが、コンクリート杭、金属標、金属鋲を設置することの了承、コンクリートカッターやドリルを使用する必要がある場合は事前の了承、ブロック塀が共有の場合は共有物上に境界標を設置することの了承をいただく必要があります。

⑧立会者名簿に署名いただく。

→登記住所と現住所が異なる場合は、住民票等を先方でご準備いただけるのか当方で取得することの可否および了承を得る必要があります。本人確認書類の種類および方法についても立会時に了承を得ておきます。

⑨復元測量の際は後視点の距離チェック、他の既知点の復元から行う。

→誤った位置に復元していないか、座標データが現地と合致しているか、また想定される誤差の範囲内かを確認する意味があります。

⑩復元測量の最後は点間距離のチェックを行う。

→測量が完了し成果品を納めた後は、誰かが必ず辺長を確認することをご認識ください。その際に「辺長が異なる」と言われたいよう、必ず最終図面の辺長と現地の辺長が合致しているか、ご自身で確認してください。辺長が正しいことを確認した場合でも、将来誰かが工事を行った際に杭が撤去され、その後に誰かが勝手に杭を復旧して辺長が合わないと言われた場合でも、自信を持って抗弁できるよう、皆さまが資料を整えて保管いただきたく思います。

⑪杭入れやドリルを使用する際、埋設物に注意する。

→古い杭、ライフライン、電線等を破壊しないように注意しましょう。ダブルスコップやバールを使用する際は勢いをつけて力任せに掘削しがちですが、こちら側が何か大事なものを壊すことがないように注意が必要です。

⑫カッターを用いる際、破片の飛ぶ方向に注意する。

→破片が飛散して車や窓ガラス等、何か大事なものに当たらないように、十分に注意する必要があります。場合により自分の体に破片等が飛ぶようにしたほうが良い場合もあります。ご自身の体（特に目）も守る必要があるので、メガネをかけたほ

うが良いと思います。私もコンクリートカッター使用中にコンクリートの破片でメガネに傷を付けたことが有ります。

⑬新設杭の見栄えに配慮する。

→新設杭が汚れていると正しい位置であってもネガティブな印象を与えてしまい、とても勿体無いことと思います。埋め込みプレートの場合は、少なくとも設置直後はピカピカにして写真撮影をしましょう。既設杭もきれいに掃っておくと印象が良いと思います。

⑭境界写真の撮影の角度に配慮する。

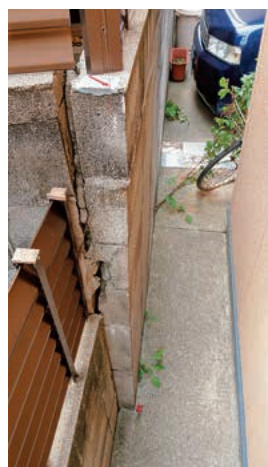
→撮る角度によって正しい位置なのにズレて見えてしまう場合があります。改めて説明を求められる場合があります、とても勿体無いことと思います。

⑮ブロック塀が傾いていないか十分に注意する。

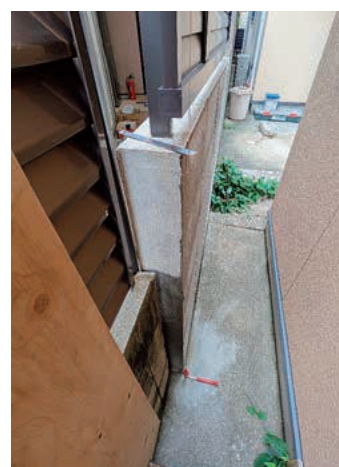
（下記に写真有り）

→ブロック塀上に境界標を設置する場合の注意点として、ブロック塀が傾いていないか十分に注意する必要があります。例えば10cmブロック塀が5cm傾いていると、境界はブロック塀外側でも設置位置がブロック塀中央となるため、かなり印象が変わります。その際は、下げ振り等を使用して本来の位置に設置出来ていることを、わかりやすく申請人及び隣接地所有者に伝える必要があります。

（下げ振りを使用 2つの写真は同じ位置の境界です）



ブロック塀の工事前
ブロック塀上の
中央付近に金属標



ブロック塀の工事後
ブロック塀下の
地盤面に金属鋲

日本土地家屋調査士会連合会 第83回定時総会トピックス

安居正彦相談役が法務大臣表彰を受賞されました。おめでとうございます。

令和8年6月16日（火）および17日（水）の2日間、東京ドームホテルにおいて、日本土地家屋調査士会連合会による第83回定時総会が開催されました。

連合会総会の構成員は、全国50会の単位会ごとの会長と、各単位会から選出された代議員をあわせた150名からなり、代議員の数は各会の会員数に応じて割り当てられています。

兵庫会からは、三嶋会長と、代議員として島本副会長のほか、常任理事のうち初めて代議員となる福田業務部長、志積社会事業部長および研修部長の阪本が出席しました。

1日目は午後1時30分に開会し、岡田連合会会長の挨拶の後、議事に先立ち法務大臣表彰状授与があり、兵庫会からは安居正彦相談役が受賞されました。

その後、会務報告に引き続き、議事において午後5時まで活発な議論が重ねられました。

午後6時30分からの懇親会では、平口洋法務大臣からご挨拶をいただいた後、与野党の多くの国會議員の方々から、土地家屋調査士の活動に対する感謝と称賛のお言葉を賜りました。

懇親会の後には二次会もあり（もちろん自費でしたが）、他会や連合会の役員の方々と親睦を深めることができました。



2日目は午前9時より議事が再開し、事前に各単位会から提出された78件の質問・要望事項について連合会から回答がありました。その後、全ての議案が可決され、12時に閉会しました。

これまで連合会の総会がなぜ2日間にわたるのか疑問に思っていたのですが、北海道（札幌・函館・旭川・釧路の4単位会）から沖縄県まで全国の土地家屋調査士が集まるため、皆が同等の移動条件で会議に参加できるよう、初日の午後と2日目の午前という日程が組まれているのだと納得できました。

あらためて、皆様の代表として連合会の総会に出席したことに責任の重さを感じておりますが、同時に大変貴重な経験となり、有意義な時間を過ごすことができましたと満足しております。（研修部長 阪本 晃一）



土地家屋調査士開業支援セミナー

2026年3月17日、本会において「開業セミナー」を実施しました。今回は、これから開業を目指す2名の参加者を迎え、相談員として庄広報部長、梅田副部長、樋口理事、齋藤広報部員（私）の計4名で対応いたしましたので、その内容と当日の様子をご報告いたします。

セミナー概要と当日の流れ

今回のセミナーは以下のプログラムに沿って進行了れました。

- ①兵庫県土地家屋調査士会について（10分）
- ②入会手続きについて（10分）
- ③業界の現状・開業に必要な機材・実務の内容等（30分）
- ④現役土地家屋調査士の体験談（20分）
- ⑤個別相談（30分）

①および②の概要については本会事務局より説明を行い、その後の③～⑤の実務的なパートは、我々相談員が業界の現状や開業に必要な機材、実務内容、そして現役調査士の体験談をお伝えしました。

⑤の個別相談は個別のブースに分けず、参加者双方の疑問点や不安点を共有しながら多角的なアドバイスを行うため、参加者2名と同席する形で同時に相談を受ける形式をとりました。

今回は、経歴も年齢層も全く異なる2名の方にご参加いただき、それぞれ調査士業界への期待と不安を率直に語っていただきました。

1. Aさん（30代男性・不動産会社勤務・実務経験なし）

不動産会社勤務ということで土地家屋調査士の大まかな仕事内容は知っているものの、実務や測量の経験は全くない状態でした。そのため、開業に向けて自分が何をすれば良いのか分からない、そもそも本当に開業できるのだろうか、という大きな不安を抱えられて

いる様子でした。Aさんは建物だけでなく土地の業務もやっていきたいという希望をお持ちでしたが、測量経験が全くない状態での開業は、不可能ではないものの後々かなりしんどくなってしまいます。そのため、まずは調査士事務所で実務経験を積むことから始めてみてはどうか、とアドバイスをさせていただきました。

2. Bさん（50代男性・調査士事務所勤務経験あり・現在設計関係）

過去に調査士事務所での勤務経験があるものの、現在は設計関係の仕事に従事されており、調査士業務からは少しブランクがある状態でした。業界の最新トレンドや、DX化が進む現在の「業界のリアルな現状」が見えにくくなっており、かつ年齢的な面も含めて独立開業への一歩を踏み出すことに不安を感じておられました。

過去の勤務経験は大きなアドバンテージであるため、まずはブランクを埋めるための情報収集が鍵となる点をお伝えしました。最新の測量機器の動向やオンライン申請の普及など、現在の業界の現状を丁寧に答えしつつ、経験者だからこそ「一歩を踏み出す勇気」を持っていただけるよう、現役ならではの体験談を交えてエールを送りました。

また、相談の中でやっぱり気になるのが「先立つもの（資金）」のお話です。相談員の間でも「今、実際に開業資金って一体いくら必要なんだろう」という話になり、昨今の物価高の影響もあってか、改めて計算してみても出てきた数字は、概算とはいえ現役の私たちでも思わず困惑してしまいました。今の時代に新しく開業することの大変さを、相談員一同も身に染みて実感する時間となりました。

今回のセミナーを通じ、資格取得後の「実務経験の有無」や「ブランク」が、開業への大きな心理的ハ

ドルになっていることを改めて実感いたしました。

未経験から挑戦しようとする若い力（Aさん）や、
経験を活かしてリスタートを切ろうとするベテランの
力（Bさん）は、これからの調査士業界にとって非常
に貴重な存在です。我々兵庫県土地家屋調査士会とし
ては、今後もこうした志を持つ方々が安心して一步を

踏み出せるよう、伴走型の支援と情報発信を続けてま
いりたいと思います。

会員の皆様におかれましても、もし身近に開業を志
す方や、実務経験を積む場を探している方がいらっし
ゃいましたら、ぜひ当開業セミナーをご紹介いただい
ければ幸いです。
(神戸支部 齋藤 秋人)

暑中お見舞い申し上げます

令和8年 盛夏



事 務 局 一 同	名 誉 会 長	淡 路 支 部 長	東 播 支 部 長	但 馬 支 部 長	西 播 支 部 長	明 石 支 部 長	加 古 川 支 部 長	姫 路 支 部 長	伊 丹 支 部 長	阪 神 支 部 長	神 戸 支 部 長	綱 紀 委 員	監 事	理 事	副 会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長	会 長
	橋 詰	岸 本	江 口	田 中	北 川	戸 田	橋 詰	大 富	長 澤	尾 端 敬	安 西	一	一	一	高 見	島 本	向 井	山 本	三 嶋
	繁 美	有 宏	琢 磨	克 彦	昌 彦	清 志	辰 雄	有 起	典 永	之 助	輝 貢	同	同	同	忠 良	一 幸	明 範	裕 剛	之

TOPCON



CHCNAV



FUKUI
COMPUTER



TREND-ONE

(有)システム測器

078-592-8585

県境 3 支部合同交流会

報告者 西播支部 庄 雅宏

日 時 令和 8 年 2 月 27 日（金）16：00～20：00

会 場 いこいの宿 赤穂ハイツ（兵庫県赤穂市）

兵庫県 西播支部と岡山県 津山支部・備前支部の 3 支部は、県境ではありますが隣接するご縁から、昨年に続き「県境 3 支部合同交流会」を開催しました。

第 1 回となる昨年は津山支部にお世話になりましたので、第 2 回となる今回は、西播支部が幹事を務めました。

今回の交流会について、岡山県土地家屋調査士会 広報部長で津山支部所属の坂田弘美会員からもご報告をいただいておりますので、文章を一部ご紹介します。

岡山からのレポート

報告者 津山支部 坂田 弘美

「兵庫県 西播支部、岡山県 津山支部 備前支部の 3 支部は県境で接しているご縁から、昨年に引き続き『県境 3 支部合同交流会』が開催されました。今回は西播支部のご担当により、赤穂市の『いこいの宿 赤穂ハイツ』にて行われました。

第 1 部の意見・情報交換会は、兵庫会 三嶋会長、岡山会 眞田会長の挨拶に始まり、参加者の自己紹介へと続きました。昨年は自己紹介に思いのほか時間がかったこともあり、今回は皆さん簡潔にまとめられました。それでも 2 回目の開催とあってか、終始和やかで打ち解けた雰囲気に包まれていました。

協議テーマとしては、現場の困りごとの共有、法務局・行政との連携および運用ルール、業務効率化とデジタル化への対応、事務所経営と業界の将来の 4 点が挙げられ、古い地籍図の地図訂正や地積更正登記、古い未登記建物の表題登記、同一家屋番号の取扱いの違い、マンホールを引照点として使用できるかどうかなど、県境ならではの話題が多く出されました。

第 2 部は懇親会です。おいしい料理とお酒も手伝っ



て、支部の垣根を越えた交流が深まり、あっという間にお開きの時間となりました。

今回の交流会を主催してくださった西播支部の皆様 に心より感謝申し上げます。」

西播支部 北川昌彦支部長からひと言

報告者 西播支部 北川 昌彦

坂田会員のレポートのとおり、同じ資格で業務を行っているにもかかわらず県境を挟んだ運用の違いが大きいことに驚かされます。官民境界協定業務の実情、相続土地国庫帰属制度、土地家屋調査士の現状と報酬など、多岐にわたるテーマについて率直な意見交換ができ、西播支部にとっても大いに刺激となる交流会となりました。

次回は岡山県 備前支部が幹事支部となる予定です。今後も県境 3 支部の連携を深め、地域の皆様の不動産取引の安全の確保と財産の明確化に貢献してまいります。



通算300回開催 KC会の歩みについて

「令和7年度 第1回HTC会」が令和7年11月22日（土）に、神戸支部ゴルフ同好会（KC会）と合同開催されました。

共催となった神戸支部ゴルフ同好会は、当日の開催をもって、なんと第300回目の記念開催となるそうです。概ね2か月に1度のペースで同好会を開催されているとのことですが、そうすると第1回目の開催はいつのことなのでしょうか？ お調べいただくと、なんと記念すべき第1回目の開催は、昭和49年3月15日のことでした。まだお生まれになっていない会員の方も多いのではないのでしょうか？ 改めて、神戸支部ゴルフ同好会の歴史を感じると共に、兵庫会の歴史をも感じることが出来ました。

さて、今回のHTC会の開催コースは、「センチュリー吉川ゴルフ倶楽部」となります。豊かな自然に囲まれた丘陵地に広がる18ホールは、7000ヤードを超える距離を誇り、約80ヤード幅のフェアウェイは解放感にあふれています。平坦ながら変化のあるコースは、公式トーナメントの開催にも対応できる戦略性を備えており「プロシニアツアー第一生命カップ」や「デサントクラシックマンシングウェアカップ」などの開催実績を持つトーナメントコースです。

30名以上もの会員に参加していただき、ゴルフの力量は様々ですが、幸いにもお天気に恵まれ、同伴者との会話も弾み、ナイスプレーを称えあう声や笑い声も

至る所で聞こえてきて、各々のゴルフを一日堪能することができました。

プレーの終了後は、神戸駅近郊へと場所を移し、表彰式及び懇親会を開催いたしました。

1日のプレーを振り返りながら、美味しい食事とお酒で笑いの絶えない会食となり、同時にプレーの成績発表も行われ成績上位者の栄誉を称えることが出来ました。

懇親会の最後には、神戸支部ゴルフ同好会の第1回創設メンバーでもありながら、まだまだ現役プレーヤーとしてご活躍されている井本須美尾会員に対して、今までの感謝とこれからの更なるご活躍を祈念して、参加者一同から記念品が贈呈されました。

HTC会はゴルフをされる方でしたらレベルを問うことなく参加していただける同好会です。日頃の業務ではお話しする機会のない各支部会員とも一日楽しく過ごすことが出来ます。ゴルフは得意じゃないし参加しても大丈夫かな？と思われる方、ぜひ次回のHTC会にてお待ちしております。

（神戸支部 志積 功嗣）



政治連盟だより



兵庫県土地家屋調査士政治連盟
会長 安居 正彦

平素は政治連盟の活動に対してご理解とご協力を頂きありがとうございます。

まず、3月26日に兵庫県土地家屋調査士政治連盟の定時大会が開催され、毎年お伺いしている、アンケート調査の結果をご報告いたします。

令和8年（第26回）定時大会アンケート集計結果
回答数75件 ※複数回答含む

Q.1 業務拡大として国、県等に特に要望したい事項はありますか。

- ・地籍調査への参画 14件
- ・14条地図作成業務の拡大 21件
- ・境界明示補助業務 24件
- ・狭隘道路業務 23件
- ・その他 5件

（基準点の整備、官民申請のオンライン化、道路内民有地の解消、相続土地国庫帰属法に伴う業務の拡大、義務化されている表示登記の順守）

Q.2 現在、特に危機感を感じているものをお選びください。※複数回答あり

- ・報酬額の低廉化 45件
- ・測量業者との業際問題 13件
- ・その他 8件

（土地家屋調査士の認知度の低さ、人手不足、調査士の高齢化と若手会員の不足、物価高騰に伴う業務の減少）

政治連盟へのご意見等

- ・政治連盟からの定期的な活動報告
- ・土地家屋調査士の入札参加
- ・公共業務の低廉化解消
- ・土地家屋調査士報酬額の適正化

以上のご回答をいただきました、ご協力ありがとうございました。

また、定時大会において会員より質問、ご意見いただきました内容については、以下のとおり回答いたしました。（当連盟のHPは兵庫県土地家屋調査士会HPにリンクされておりますが、サイトアドレスは以下のとおりです。

<http://www.chosashi-hyogo.or.jp/forum/seiji/index.htm>

アンケート結果及びご意見を真摯に受け止め、今後とも会員に寄り添った活動を今後も進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

現在当連盟の主な活動は、業務の拡大として「狭隘道路解消」に向け、本会社会事業部との連携により、議員を対象とした勉強会の実施、そして、「官民境界確認業務の外部委託」「報酬額の適正化」を目指し、政党が実施する政策要望懇談会に要望書を提出し出席議員に訴えています。

「狭隘道路」は、消防車の出動、救急車の通行、デイサービス、障害者や児童の福祉施設の送迎等に大きな支障をきたし、住民の安心、安全の弊害となっています。また、火災時の延焼を止めにくく、避難経路が確保しにくいなど、都市のレジリエンスが低下します。自治体によって、積極的に解消に取り組んでいる自治体もありますが、温度差があることは否めません。予算化していただくためには、議会で多くの議員に訴えていただく必要があると考え、勉強会開催を提案しています。

「官民境界確認業務の外部委託」は、県内でいくつかの自治体が委託していますが、多くの自治体で業務負担が課題となっていると思われ、土地家屋調査士の更なる業務の拡大につながっていきます。

「報酬額の適正化」は、2003年公正取引委員会が、士業の報酬統制は競争を阻害するとして報酬規程が撤廃、法務省は業界の自主性に委ねる姿勢に転換しました。連合会では報酬の目安を示していますが、法的拘束力がありません。しかし我々の業務報酬は、専門的な知識や技術に対する対価であり、適正な報酬が適正

な業務執行につながります。

全国土地家屋調査士政治連盟と連携し、議員を通じて関係機関に訴えていきます。

政治連盟の活動は、賛同会員の会費により成り立っており、その活動は、土地家屋調査士業務の安心、安定を目指すと共に、将来もこの資格を維持、発展させ

ていくためのものです。政治連盟は、個人的な思想信条や政治理念に関係なく、会員のためにある組織であります。一人でも多くの会員の支えが必要です。どうかご理解いただき更なる賛同者をお待ちしております。

OAシステム・土木施工/測量CADシステム
公共土木・測量委託積算システム
測量機器・計測機器・レーザー機器
測量用品・設計/製図用紙 他

Fieldwork
system instrument

Leica
Geosystems



株式会社リライアンス

〒677-0057

兵庫県西脇市野村町茜が丘 36-3

TEL:0795-27-7007 FAX:0795-22-7017

【新刊図書のご案内】

改正が続いた「筆界をめぐる登記実務」のための解説書！



納得！明解！ 筆界をめぐる登記実務

近刊案内！

元・横浜地方税務局不動産登記部門次席登記官 宇山 聡 著

2025年7月刊 A5判2色刷 200頁 定価3,520円(本体3,200円)

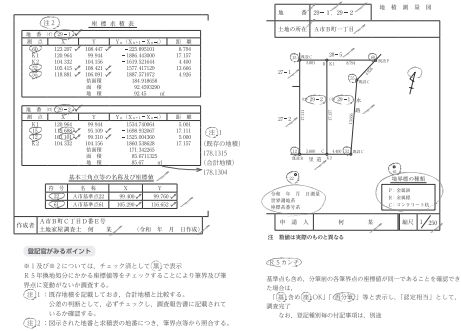
- コロナ禍の混乱で適切な理解の浸透が図られなかった関連法令等を整理しつつ、法務局職員や土地家屋調査士の実務における基本的対応等についてわかりやすく解説。
- 法務局における具体的な筆界調査手順を中心とした効率的な調査事例や、登記等類型別の事例、留意点などを集成。

登記官は
ここを
チェック！

押さえるポイントは
どこがすぐにわかる！

見やすい
2色刷！

(公共座標に基づき作成された測図例)



地積測量図等の作成
及び審査における留
意点等について、実
際の審査等を踏まえ
た審査用図面記載例
を用いて解説！

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061

www.kajo.co.jp
X (旧Twitter): @nihonkajo





色々変わりますね

世界情勢・株価などグローバルな観点、土地家屋調査士を取り巻く環境など、身近な観点でも目まぐるしい変化の毎日が続いています。

毎日というわけではありませんが、自身も色々変わったのかなあ。と思ったりすることがあります。

趣味ひとつにとっても、15年くらい前まではゴルフ一択で、毎日のようにゴルフのことを考え、クラブを握らない日は無いんじゃないかと思いますが、最近はお誘いいただくゴルフコンペに参加するか、家族旅行で愛娘と遊びながらプレーするくらいでラウンド回数もかなり少なくなりました。

10年ほど前から始めた釣りは今でもハマってます。父の血をひいたのか、鰯が大好きなのと、エサを触るのが苦手なので、ルアーフィッシングのジギングをメインに楽しんでいます。そこから、ルアーフィッシングで楽しめるタコ・イカ・タイなど、魚種が増えていき、今どハマりしているのはヒラマサです。

ルアーを水面を滑らせるように動かして釣るのですが、魚が捕食する瞬間を目視することができるのでヒットした時は大興奮です。その後の暴力的な引きの強さも醍醐味で同じサイズの鰯とでも雲泥の差があります。

最近、ニュースにも取り上げられることがあります。クロマグロが近海でも釣れるようになりました。温暖化などが要因なのでしょうが、豊岡や和歌山は人気になってきていますし、小さいものなら明石沖でも目にすることがあります。釣れませんでした。豊岡でクロマグロが飛び跳ねているのを見たときは、冷蔵庫が飛んでいるようで少し恐怖を覚えました。一度は釣りあげてみたいですね。ご興味のある方は是非、一緒にしましょう。

ターゲットにする魚種が増えると揃えないといけない道具も増えて大変な部分もあります。魚種一つに対してゴルフセットを用意するような感じですかね。です。通販なんかでも駆使しながらお気に入りの道具を探し、家族に隠しながら揃えていくスリルも楽しみのひとつになっています。

良く言われるのが、4～5年前くらいからかと思いますが、夜のクラブ活動がめっきり少なくなりました。それはそれで体にも良いような気はするのですが、ご最良にさせていただいていたお店なんかから、あいつは野垂れ死んだのか?などの問合せもあり、笑いました。

歳のせいもあるかとは思いますが、やはり、愛娘と一緒にご飯を食べたり、遊びたいなあ。という気持ちが何よりになってきたからなんです。習い事なんかも忙しくなってきた、相手をしてもらえない時間も増えてきましたので、そろそろ、夜のクラブ活動も再開しようかと思っています。

再開という点では、4～5年前から野球も少しするようになりました。年1回開催される高校球児の聖地【甲子園球場】での試合に向けて、練習なんかをするようになりました。

一昨年、昨年は残念ながら雨天のために試合ができませんでした。余談ですが、おっさん達がやるような草野球では小雨でも降ったら、その日の試合は全て中止となります。なんでやねん。って、つっこみたくなるような塩対応ですが、グラウンド整備に心血を注ぐ、流石の阪神園芸さんです。整備用のトンボひとつ触らせてもらえませんでした。



写真撮影・提供：
神戸支部
部屋 昇壮

今年は2年ぶりに試合をすることができました。17時からの最終試合だったこともあり、内野だけですが照明も点灯され、楽しい時間を過ごすことができました。

趣味の変化だけになってしまいましたが、仕事のやり方や事務所運営なんかも変化してきました。4～5年後には仕事や趣味、ライフスタイルも変わっていくことでしょう。より良い変化となるように未来を見据えて準備し、その変化を楽しみながら、そのひと時を大切に過ごしていけないといけないなあと思います。

どのように変わったのか4～5年後にまた、寄稿する機会がありましたら。(神戸支部 樋口 敦仁)

私の事件簿 シリーズ

「対回観測の追懐」

釈迦に説法ですが、基準点測量の観測方法には対回（ついかい）観測という方法があります。トータルステーションで基準点の後視方向を0度付近で観測し、他の基準点を観測し終えた後、望遠鏡を反転して再度各基準点を観測し、最後に最初の点を観測して正・反の角度差を確認します。本来はトータルステーションの正・反の軸誤差を消去するために行うものですが、一番大切なのは、その場で観測に間違いがないかを確認できることです。

前置きが長くなりましたが、私が過去に経験した事例についてお話しします。

20代に勤務していた事務所は、専ら土地家屋調査士業務に関する測量が中心でした。上司である測量士は資格を持っていましたが、公共測量の経験はありませんでした。入社間もない頃に公共測量に準じた仕様の業務があり、対回観測ができるのは測量学校を卒業したばかりの私だけという状況でした。基準点測量の精度確認も、閉合または結合トラバースの計算書のみといった程度でした。

入社して2、3年した頃でしょうか。私が入社する以前に上司の測量士が測量を担当し、境界確認を行った現場でこの度建物が取り壊され、その際に亡失した境界点の復元依頼がきたので、その上司と現地に行きました。過去に使用した敷地内の基準点が亡失していたため、道路に残っていた基準点を使用し、新たに敷地内に基準点を設置して、復元点の座標値に基づいて角度を振ったところ、全く違う位置にきてしまいました。

神戸支部

梅田 啓人



た。上司は私の計算間違いだと思っていましたが、再確認すると、境界確認当時の基準点測量が間違っていることが判明しました。当時は建物や物置があったため、閉合トラバース測量ができなかったとのこと。また、その当時は対回観測をしておらず、基準点測量の誤差の大きさを確認していなかったうえ、境界線の辺長確認もできなかったそうです。せめて対回観測を行っていたら防げていたかもしれない事例です。その時、顔面蒼白になった上司の顔は、いまだに忘れることができません。

それ以降は当然ながら、事務所内で基準点測量を行う際の対回観測が徹底されました。ただ、トータルステーションを使っているにもかかわらず、測量ソフトとの互換性がなかったのも、手書きで野帳に記入し、手計算・手入力をしていたので、とても面倒でした。

時を経て、私は本会技術対策委員会に入り、測量基礎講座で測量の技術指導を行うようになりました。受講者の方には、対回観測は必ず行うよう指導していることは言うまでもありません。14条地図整備に携わっている会員の皆さんはご理解されていると思いますが、対回観測を行っていない、あるいは知らない会員がおられるとも耳にします。自分自身を守るためにも、対回観測は必ず行いましょう。分からない、勉強したいという方は、ぜひ毎年秋に開催されている測量基礎講座にご参加ください。ベテランの方でも、あえて初心にかえり、再確認することも、たまにはよいのではないのでしょうか。

部会・委員会報告

自 令和8年1月1日
至 令和8年6月30日

総務部			
開催日	行事名	場所	議題等
1月7日(水)	法務局新年挨拶	神戸地方法務局	三嶋会長、山本・向井・島本・高見各副会長出席
1月7日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
1月9日(金)	登録証交付	本会会議室	1名
1月13日(火)	令和7年度第19回統一システム 選考委員会	WEB会議	村上事務局長出席
1月14日(水) ～1月15日(木)	全国会長会議	東京ドームホテル	三嶋会長出席
1月15日(木)	令和7年度第3回全国統一情報 共有・会員管理システム協議会 及び第4回統一システム選考委 員会	WEB会議	村上事務局長出席
1月22日(木)	総合役員会	本会会議室	分科会報告
1月22日(木)	理事会	本会会議室	会費について他
1月28日(水)	登録証交付	本会会議室	3名
1月28日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
1月29日(木)	近プロ総務・財務合同部会	WEB会議	長谷川総務部長、渡邊財務部長出席
2月6日(金)	近畿各会正副会長会議	クサツエストピアホ テル	三嶋会長、山本・向井・島本・高見各副会長出席
2月6日(金)	近プロ調査士会・公嘱協会・政 治連盟意見交換会	クサツエストピアホ テル	三嶋会長、山本・向井・島本・高見各副会長出席
2月18日(水)	登録証交付	本会会議室	1名
2月20日(金)	近プロ総務部会	奈良会会館	長谷川総務部長出席
2月26日(木)	常任理事会	本会会議室	各部事業の執行状況について他
3月3日(火)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月8日(日)	大阪会)中林名誉会長黄綬褒章 受章記念祝賀会	ホテル日航大阪	三嶋会長、橋詰名誉会長、樋口理事出席
3月17日(火)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月19日(木)	第5回「大阪・関西万博」ひよ うご活性化推進協議会	WEB会議	三嶋会長出席
3月19日(木)	登録証交付	本会会議室	1名
3月23日(月)	近プロ正副会長会議	奈良会会館	三嶋会長出席
3月26日(木)	理事会	本会会議室	令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画、予算案 について他
4月4日(土)	滋賀会)中野正章氏黄綬褒章受 章記念祝賀会	琵琶湖ホテル	三嶋会長出席
4月8日(水)	法務局着任あいさつ	本会会議室	三嶋会長、向井副会長、長谷川総務部長、渡邊財務部 長出席
4月8日(水)	総務・財務合同部会	本会会議室	令和7年度共済特別会計繰越金の処分案について他
4月9日(木)	新入会員面談	本会会議室	2名
4月9日(木)	登録証交付	本会会議室	3名
4月9日(木)	常任理事会	本会会議室	決算監査について他
4月17日(金)	神戸支部総会	楠公会館	三嶋会長出席
4月17日(金)	但馬支部総会	アールベルアンジェ 豊岡	高見副会長出席
4月17日(金)	淡路支部総会	夢海游 淡路島	山本副会長出席
4月18日(土)	明石支部総会	琵琶湖グランドホテ ル	三嶋会長出席
4月18日(土)	東播支部総会	アピカ西脇ロイヤル ホテル	高見副会長出席

部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 令和8年1月1日
至 令和8年6月30日

総 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
4月22日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
4月22日(水)	姫路支部総会	播磨国総社会館	三嶋会長出席
4月22日(水)	加古川支部総会	加古川駅前市民交流ひろば	島本副会長出席
4月23日(木)	西播支部総会	国民宿舎 志んぐ荘	向井副会長出席
4月24日(金)	阪神支部総会	西宮神社会館	三嶋会長出席
4月24日(金)	伊丹支部総会	ユニトピアささやま	島本副会長出席
5月8日(金)	常任理事会	本会会議室	定時総会の運営について他
5月11日(月)	登録証交付	本会会議室	1名
5月13日(水)	兵庫県司法書士会総会	ホテルオークラ神戸	山本副会長出席
5月14日(木)	総務部会	本会会議室	令和8年度定時総会の運営について他
5月14日(木)	登録証交付	本会会議室	2名
5月14日(木)	理事会	本会会議室	令和8年度定時総会の議事について他
5月18日(月)	全日本不動産協会兵庫県本部・不動産保証協会兵庫県本部・全国不動産協会兵庫県本部総会	ANAクラウンプラザホテル神戸	高見副会長出席
5月18日(月)	近プロ正副会長会議	奈良会会館	三嶋会長出席
5月18日(月)	近プロ正副会長・部会長会議	奈良会会館	三嶋会長、島本副会長出席
5月19日(火)	新入会員面談	本会会議室	1名
5月19日(火)	定時総会打合せ	本会会議室	令和8年度定時総会の運営について他
5月21日(木)	第85回 定時総会	ザ・マークススクエア神戸	141名出席
5月22日(金)	兵庫県宅地建物取引業協会総会	ANAクラウンプラザホテル神戸	向井副会長出席
5月27日(水)	兵庫県建築士事務所協会総会	神戸三宮東急REIホテル	高見副会長出席
5月28日(木)	兵庫県行政書士会総会	神戸ポートピアホテル	三嶋会長出席
5月29日(金)	兵庫県不動産鑑定士協会総会	エスタシオン・デ・神戸	島本副会長出席
6月4日(木)	近畿税理士会神戸支部総会	エスタシオン・デ・神戸	三嶋会長出席
6月9日(火)	兵庫県社会保険労務士会総会	ホテルオークラ神戸	山本副会長出席
6月11日(木)	登録証交付	本会会議室	1名
6月11日(木)	常任理事会	本会会議室	今年度の事業について他
6月16日(火)	新入会員面談	本会会議室	1名
6月16日(火)～6月17日(水)	連合会 第83回 定時総会	東京ドームホテル	三嶋会長、島本副会長、福田・阪本・志積各理事出席
6月17日(水)	令和8年度第1回全国統一情報共有・会員管理システム協議会・第1回統一システム選考委員会	WEB会議	村上事務局長出席
6月17日(水)	日本公認会計士協会兵庫会総会	神戸ポートピアホテル	向井副会長出席
6月24日(水)	兵庫県弁護士会総会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル	島本副会長出席

部会・委員会報告

自 令和8年1月1日
至 令和8年6月30日

財 務 部			
開催日	行事名	場 所	議 題 等
1月22日(木)	監事会	本会会議室	常任理事会、理事会の出席について他
1月29日(木)	近プロ総務・財務合同部会	WEB会議	長谷川総務部長、渡邊財務部長出席
2月20日(金)	近プロ財務部会	WEB会議	渡邊財務部長出席
4月8日(水)	総務・財務合同部会	本会会議室	令和7年度共済特別会計繰越金の処分案について他
4月8日(水)	退会一時金配分委員会	本会会議室	令和7年度共済特別会計繰越金の処分案について他
4月9日(木)	監事会	本会会議室	決算監査の打合せ他
4月9日(木)	決算監査	本会会議室	令和7年度決算監査
6月6日(土)	中四国ブロック親睦ゴルフ大会	kochi黒潮カントリークラブ	三嶋会長、長谷川・庄・志積各理事出席

業 務 部			
開催日	行事名	場 所	議 題 等
1月9日(金)	表示登記研究会・事務連絡会	本会会議室	業務部集約の質問・要望事項について他
2月4日(水)	業務部会	本会会議室	来年度事業計画及び予算案について他
2月13日(金)	近プロ業務部会	滋賀会会館	福田業務部長出席
3月26日(木)	官民協定協議会	兵庫県庁	業務部集約意見及び要望事項の協議について他
6月3日(水)	業務部会	本会会議室	今年度事業について他

広 報 部			
開催日	行事名	場 所	議 題 等
1月28日(水)	広報部会	本会会議室	令和7年度事業について他
2月10日(火)	兵庫県との打合せ	兵庫県庁	三嶋会長、山本副会長、庄広報部長、齋藤広報部員、村上事務局長出席
2月20日(金)	近プロ広報部会	京都会会館	庄広報部長出席
2月20日(金)	兵庫県との打合せ	兵庫県庁	庄広報部長、村上事務局長出席
2月24日(火)	立命館大学寄付講座令和8年度に向けた講師打合せ	立命館大学大阪いばらきキャンパス	神戸支部 部屋会員、神戸支部 大平会員出席
3月4日(水)	大阪会) 外部講師養成講座	大阪会会館	神戸支部 部屋会員、齋藤広報部員出席
3月5日(木)	神戸新聞取材対応	兵庫県庁	三嶋会長、山本副会長、庄広報部長、梅田広報副部長、村上事務局長出席
3月17日(火)	開業セミナー	本会会議室	2名
4月1日(水)	広報部会	本会会議室	今年度の事業について他
4月9日(木)	開業セミナー	本会会議室	1名
4月16日(木)	令和8年度第1回「お悩みパーフェクト相談会」担当者打ち合わせ会議	兵庫県建築士事務所協会会館	山本副会長、庄広報部長出席
6月2日(火)	広報部会	本会会議室	会報夏季号について他
6月11日(木)	開業セミナー	本会会議室	1名
6月12日(金)	令和8年度立命館大学寄附講座期末レポート課題検討会議	立命館大学大阪いばらきキャンパス	神戸支部 大平会員、神戸支部 部屋会員出席

部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 令和8年1月1日
至 令和8年6月30日

研 修 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月22日(木)	研修部会	本会会議室	第3回選択研修会について他
2月22日(日) ～2月23日(月)	連合会新人研修	新大阪ワシントンホテルプラザ	15名受講
2月22日(日)	近プロ研修部会	新大阪ワシントンホテルプラザ	阪本研修部長出席
3月3日(火)	第3回選択研修会	あすてっぶKOBE	63名受講
3月13日(金)	第2回業務研修会	神戸市産業振興センター・WEB配信	259名受講
6月30日(火)	近プロ研修部会	WEB会議	阪本研修部長出席

社 会 事 業 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月22日(木)	社会事業部会	本会会議室	筆界調査委員による勉強会について他
1月28日(水)	子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議	兵庫県警察本部第二庁舎	志積社会事業部長出席
1月28日(水)	近畿災害対策まちづくり支援機構第57回幹事会	WEB会議	島本委員、志積委員出席
2月13日(金)	近プロ社会事業部会	本会会議室	三嶋会長、島本副会長、志積社会事業部長出席
2月18日(水)	筆界調査委員による勉強会	あすてっぶKOBE	36名受講
3月10日(火)	筆界特定と土地家屋調査士会ADRとの連絡会	神戸地方務局	島本副会長、志積社会事業部長、和泉社会事業副部長、田中・丸山両社会事業部理事、竹島センター長出席
3月12日(木)	神戸市との打合せ	本会会議室	志積社会事業部長出席
3月17日(火)	近畿災害対策まちづくり支援機構令和7年度臨時総会・第58回幹事会	WEB会議	島本委員出席
3月20日(金) ～3月21日(土)	近畿災害対策まちづくり支援機構)石川県能登市相談会	石川県能登市	島本副会長出席
3月23日(月)	三田市議会議員狭あい道路解消説明会	三田市議会創志会議室	島本副会長、伊丹 福岡会員出席
3月26日(木)	三田市議会議員との狭あい道路に関する勉強会	さんだ市民センター	三嶋会長、島本副会長、志積社会事業部長、和泉社会事業副部長、田中社会事業部理事、伊丹支部 中田・福岡両会員出席
3月31日(火)	公明党神戸市議会議員団との狭あい道路に関する勉強会	神戸市役所	島本副会長、志積社会事業部長、和泉社会事業副部長、丸山社会事業部理事出席
5月14日(木)	社会事業部会	本会会議室	今年度事業について他
5月18日(月)	近畿災害対策まちづくり支援機構第59回幹事会	WEB会議	志積委員出席
6月12日(金)	大阪公嘱設立40周年記念講演会	エル・おおさか	島本副会長・志積社会事業部長出席

技 術 対 策 委 員 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月16日(金)	法務局)不動産表示登記実地研修	魚崎地域福祉センター	高見副会長、梅田技術対策委員長、関技術対策委員出席
2月13日(金)	技術対策委員会	本会会議室	次年度事業計画及び予算案について他
3月13日(金)	技術対策デモ説明会	WEB会議	高見副会長、梅田技術対策委員長、加藤・関両技術対策委員出席
6月12日(金)	技術対策委員会	本会会議室	今年度事業について他
6月19日(金) ～6月20日(土)	CSPI-EXPO視察	幕張メッセ	梅田技術対策委員長、加藤技術対策副委員長出席

部会・委員会報告

自 令和8年1月1日
至 令和8年6月30日

情報管理委員会			
開催日	行事名	場所	議題等
2月10日(火)	3会意見交換会	大阪会会館	三嶋会長、島本副会長、田中情報管理委員長、池端情報管理副委員長出席
2月17日(火)	情報管理委員会	本会会議室	各支部担当委員による作業報告他
6月5日(金)	情報管理委員会	本会会議室	今年度事業について他

支部長会			
開催日	行事名	場所	議題等
1月22日(木)	支部長会	本会会議室	各支部の情報交換について他
2月20日(金)	近プロ支部長会議長等交流会	奈良会会館	安西支部長会議長出席
3月24日(火)	支部長会	WEB会議	会費見直しにかかる本会からの意見聴取について他
4月8日(水)	支部長会	本会会議室	各支部の情報交換について他

境界問題相談センターひょうご			
開催日	行事名	場所	議題等
1月20日(火)	推進委員会	本会会議室	令和8年度事業計画案及び予算案について他
1月20日(火)	運営委員会	本会会議室	令和8年度事業計画案及び予算案について他
3月3日(火)	推進委員会	あすてっぷKOBÉ	センター(選択)研修会について他
3月4日(水)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
6月9日(火)	運営委員会	本会会議室	今年度の事業計画について他



全国の土地家屋調査士の業務を、 ソフトウェアで幅広くサポートしています。



TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】



TREND REX
土地家屋調査士業務支援システム【トレンド レックス】

**30日
無料体験版
あります！**

二つのシステムが連携し、土地家屋調査士業務を効率化します。

受託・事件管理

情報収集

調査・測量・図面作成

書面作成

調査報告書

登記申請書

オンライン申請

報酬額計算

点群活用

公園などの資料と現況の点群を重ねて活用できる、3D点群処理システムのトレンドポイント。



TREND-POINT

福井コンピュータ株式会社
関西営業所／大阪市城東区永田4-15-6 深江橋MHビル2F

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは
【福井コンピュータグループ総合案内】
0570-039-291 <https://const.fukuicompu.co.jp>

会 員 の 動 向

令和8年6月30日現在

○入会届

支 部 阪 神 入会年月 R 8 ・ 1 ・ 13		ばば ひとし 馬場 与志 登 録 番 号 2 6 0 9	事務所 〒663-8006 西宮市段上町1丁目7-4 T E L 070 (6620) 8980 FAX E-mail babagodo20260101@outlook.jp	司 行 測
支 部 加 古 川 入会年月 R 8 ・ 1 ・ 13		まつもと こうすけ 松本 幸祐 登 録 番 号 2 6 1 0	事務所 〒675-0158 加古郡播磨町北野添1丁目7-7 T E L 078 (223) 9096 FAX 078 (202) 2986 E-mail matsumoto8510@gmail.com	測 補
支 部 阪 神 入会年月 R 8 ・ 1 ・ 20		ふじた ゆか 藤田 由華 登 録 番 号 2 6 1 1	事務所 〒663-8211 西宮市今津山中町1-22-205 T E L 070 (1624) 3171 FAX 050 (3383) 4093 E-mail clala.lhi@gmail.com	測 補 認
支 部 神 戸 入会年月 R 8 ・ 2 ・ 10		なかお ともひこ 中尾 友彦 登 録 番 号 2 6 1 2	事務所 〒655-0006 神戸市垂水区本多聞6-28-21 T E L 078 (783) 2468 FAX 078 (784) 7894 E-mail tkc.nakao@gmail.com	行 測 補
支 部 姫 路 入会年月 R 8 ・ 3 ・ 10		まえだ しょう 前田 祥 登 録 番 号 2 6 1 3	事務所 〒670-0053 姫路市南車崎2丁目3-48 三幸ビル202号室 T E L 079 (260) 8347 FAX 079 (260) 8348 E-mail info@yui-sokuryo.com	測 補
支 部 但 馬 入会年月 R 8 ・ 4 ・ 1		なかしま ようへい 中島 陽平 登 録 番 号 2 6 1 4	事務所 〒668-0014 豊岡市野田144 T E L 090 (5653) 7812 FAX 0796 (24) 1766 E-mail y.nakashima3107@gmail.com	行 測 補
支 部 東 播 入会年月 R 8 ・ 4 ・ 1		よしだ なおふみ 吉田 尚史 登 録 番 号 2 6 1 5	事務所 〒675-2413 加西市青野町1039-2 T E L 090 (2110) 4119 FAX E-mail yoshidachosashi476@gmail.com	測 補
支 部 神 戸 入会年月 R 8 ・ 4 ・ 1		まつお あつし 松尾 厚志 登 録 番 号 2 6 1 6	事務所 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目3-15 T E L 078 (392) 3277 FAX 078 (331) 7906 E-mail matsuo@to-ki.gr.jp	

会 員 の 動 向

令和8年6月30日現在

支 部 阪 神 入会年月 R 8 . 5 . 1		さかもと あやこ 坂本 亜矢子 登 録 番 号 2 6 1 7	事務所 〒660-0077 尼崎市大庄西町1丁目17-10 T E L 070 (9189) 4033 FAX E-mail sakkuru00@gmail.com	測補
支 部 阪 神 入会年月 R 8 . 5 . 1		いは ゆうき 伊波 裕樹 登 録 番 号 2 6 1 8	事務所 〒661-0023 尼崎市大西町3丁目17-20 T E L 06 (6428) 0101 FAX 06 (6426) 1123 E-mail ihayuki51@gmail.com	測補
支 部 神 戸 入会年月 R 8 . 5 . 1		もりた はじめ 森田 元 登 録 番 号 2 6 1 9	事務所 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目3-15 T E L 078 (392) 5533 FAX 078 (331) 7906 E-mail morita@to-ki.gr.jp	測補
支 部 神 戸 入会年月 R 8 . 6 . 1		かめい よしのり 亀井 義記 登 録 番 号 2 6 2 0	事務所 〒657-0054 神戸市灘区稗原町3丁目2-16 ABCヒルズ六甲202号室 T E L 078 (767) 4667 FAX 078 (767) 4667 E-mail fenechune5221@kje.biglobe.ne.jp	測補

○名簿記載事項変更・訂正

登録番号	会員名	名簿記載事項	支部	名簿頁
1475	鷺 陽之助	(E-mail) youwashi@gmail.com	明石	102
2150	大森 良明	(E-mail) chosashi.yomori2001@gmail.com	但馬	117
1724	大岡 千年	(E-mail) bighill5805@gmail.com	明石	97
1773	岡田 卓也	(E-mail) kuyatakuya1012@gmail.com	姫路	69
2547	橘 幹治郎	(E-mail) k.tachibana@akashi-links.jp	明石	99

会員の動向

令和8年6月30日現在

○事務所変更届

登録番号	会員名	事務所	電話・FAX	支部	名簿頁
2534	丸山 雅史	〒675-0021 加古川市尾上町安田115-6	TEL 変更なし FAX 変更なし	加古川	91
1846	水田 和彦	〒674-0053 明石市大久保町松陰329-4	TEL 078(202)1235 FAX 078(220)7830	明石	101
2369	井上 勝彦	〒677-0054 西脇市野村町1795-271	TEL 変更なし FAX 変更なし	東播	125
2147	佐伯 光	〒663-8112 西宮市甲子園口北町 2-9-204号	TEL 変更なし FAX 変更なし	阪神	43
1724	大岡 千年	〒651-2412 神戸市西区竜が岡4丁目7-5	TEL 変更なし FAX 変更なし	明石	97
1495	梅谷 均	〒676-0007 高砂市荒井町中町1-28	TEL 変更なし FAX 変更なし	加古川	87
2469	船江 寛克	〒676-0007 高砂市荒井町中町1-28	TEL 変更なし FAX 変更なし	加古川	84、91
2134	梶原 俊隆	〒675-0104 加古川市平岡町土山65-2 101	TEL 変更なし FAX 変更なし	加古川	88
2541	熊橋 慶也	〒670-0871 姫路市伊伝居465-12	TEL 変更なし FAX 変更なし	姫路	65、71



株式会社ビービーシー

おかげさまで導入実績9,800以上!

個人事務所でも、大規模法人でも、多数採用の2in1 Winシリーズ! ANNIVERSARY

業務効率化

売上アップ!

通常枠

インボイス枠 (インボイス対応類型)

実質50~80%OFF

デジタル化・AI導入補助金

2026 申請受付中!

お得に導入!

※適用には諸条件がございます。詳しくは弊社営業担当までお問い合わせください。

大好評

株式会社ビービーシーの2in1Winの新規導入に補助金を活用しませんか?

インボイス枠では中小企業は最大3/4、小規模事業者は最大4/5が補助されます!

小規模事業者 従業員20人以下 (商業 (卸売業・小売業)・サービス業は5人以下) の事業者等を指します。

詳しくはお問い合わせください

bbc 株式会社ビービーシー

bbc AI導入補助金

検索

東京本社

TEL.03-5909-5772 FAX.03-5909-5774

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

お問い合わせフォーム



会 員 の 動 向

令和 8 年 6 月 30 日現在

○支部移動届
(姫路支部→西播支部)

支 部 西 播 移動年月 R 8 ・ 2 ・ 1		たなか ともや 田中 智也 登 録 番 号 2 6 0 5 登録年月日 令和 7 年 10 月 1 日	事務所 〒679-4167 たつの市龍野町富永751-5 T E L 0791 (78) 8715 F A X 0791 (78) 8716 E-mail info@tanaka-lahi.jp	測補
---	---	---	---	----

(姫路支部→神戸支部)

支 部 神 戸 移動年月 R 8 ・ 4 ・ 1		なむら よしき 名村 佳起 登 録 番 号 2 6 0 4 登録年月日 令和 7 年 9 月 1 日	事務所 〒650-0034 神戸市中央区京町74 T E L 078 (334) 7015 F A X 078 (334) 7018 E-mail namura@jfd.jp	測補
---	---	--	---	----

(阪神支部→神戸支部)

支 部 神 戸 移動年月 R 8 ・ 5 ・ 21		きはた かつのり 木畑 勝則 登 録 番 号 2 4 3 6 登録年月日 平成26年 3 月 10 日	事務所 〒657-0043 神戸市灘区大石東町 1 丁目 1 - 216 T E L 090 (9210) 4936 F A X E-mail katsunorikihata@gmail.com	測補
--	---	---	---	----

○法人事務所変更届

法人番号	法人名	事務所	電話・FAX	名簿頁
14-0018	土地家屋調査士法人まるやま	〒675-0021 加古川市尾上町安田115-6	変更なし	141

○法人成立

神戸	ハーモニー土地家屋調査士法人	従	法人番号	01-0121-14-0016
R 7 ・ 8 ・ 8	事務所	〒657-0029 神戸市灘区日尾町 1 丁目 1 - 5		
	TEL	078 (858) 6011	FAX	078 (858) 6012
	社員名	高橋 了		
神戸	土地家屋調査士法人木村測量事務所	主	法人番号	14-0020
R 8 ・ 2 ・ 13	事務所	〒655-0006 神戸市垂水区本多聞 6 丁目28-21		
	TEL	078 (783) 2468	FAX	078 (784) 7894
	社員名	長嶋 浩二、中尾 友彦 (使用人)		
阪神	齋藤千起土地家屋調査士法人	主	法人番号	14-0021
R 8 ・ 5 ・ 18	事務所	〒661-0033 尼崎市南武庫之荘 3 丁目24-20		
	TEL	06 (7777) 1725	FAX	06 (7777) 1725
	社員名	齋藤 千起		

会員の動向

令和8年6月30日現在

○退会届

登録番号	会員名	退会年月日	事由	支部	名簿頁
2487	上田 利喜男	R 8. 2. 28	廃業	西播	107、146
1681	熊澤 務	R 8. 3. 25	廃業	加古川	89、148
1749	足立 正	R 8. 3. 25	廃業	明石	97、145
2590	山田 宏一	R 8. 3. 31	退会	神戸	30、155
2571	清水 皓太	R 8. 4. 1	退会（福岡会へ）	阪神	38、44、149
1723	木村 高幸	R 8. 5. 7	廃業	姫路	71、148

～訃報～ つつしんでご冥福をお祈りいたします。



神戸支部 平野 文昭 殿（享年95歳）
は、令和8年4月28日にご逝去されました。
（昭和31年8月10日入会）



神戸支部 黒田 隆朝 殿（享年75歳）
は、令和8年5月15日にご逝去されました。
（昭和54年4月18日入会）



伊丹支部 織田 浩司 殿（享年68歳）
は、令和8年6月2日にご逝去されました。
（平成7年6月12日入会）

新入会員 アンケート

- ①出身地はどこですか？
- ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。
- ③調査士になったきっかけは？
- ④仕事から帰ってのお楽しみは？
- ⑤好きな休日の過ごし方は？
- ⑥ちょっぴり自慢出来ることを教えてください。
- ⑦最後に土地家屋調査士としての意気込みをお願いします。



阪神支部
馬場 与志

- ①兵庫県西宮市
- ②直通特急も止まる甲子園駅に近く、大阪と神戸がほぼ等距離なので、どちらも行きやすいです。また、ららぽーとやスーパーも近いため、買い物には不自由しません。
（西宮市甲子園七番町）

- ③西宮市役所の土木調査課に異動になった際に土地家屋調査士という資格を知りました。働いていく中で不動産に関わる仕事が楽しく感じたため、資格を取得しました。
- ④4歳の娘と2歳の息子と一緒にご飯を食べることや遊ぶことです。
- ⑤子どもたちと動物園や水族館、ユニバなどに行くことです。子どもたちが喜ぶ顔を見ることでもっと自分も頑張ろう！と元気をもらっています。

- ⑥司法書士の資格も持っているためワンストップで登記をすることができます。
- ⑦何か困ったことがあったらこの人に聞いてみよう！と思われる人になる！！



加古川支部
松本 幸祐

- ①兵庫県加古郡播磨町
- ②手当が充実しており住みやすい。
（加古郡播磨町）
- ③父の影響で調査士を知りめざすようになった。
- ④子供と遊ぶ。
- ⑤家族で出かける。
- ⑥これから見つけていこうと思います。
- ⑦先輩方の作りあげてきたものをさらに大きなものにできるように精一杯頑張ります。

会員の動向

令和8年6月30日現在

阪神支部
藤田 由華

- ①岡山県岡山市
- ②近所に美味しいパン屋さん、素敵なマスターの喫茶店があります！（西宮市今津山中町）
- ③入社する会社は潰れたり…私がバリバリ働くことを叶えるには士業くらいの資格をとって独立するしかない！と思い、消去法

で一番条件に合うものを選びました。

- ④お風呂
- ⑤レトロ喫茶に行く、読書、旦那とペットショップで動物を眺める。
- ⑥事務所がPOPで可愛いこと☆彡
- ⑦土地家屋調査士の名に恥じぬよう、誠実に業務に取り組みたいと思います。また、積極的に関わりを持ち、横の繋がりを大切にする調査士の素敵な伝統を私も守り続けたいです。そして、こんなにも素敵な土地家屋調査士という仕事が、もっとみんなに知ってもらえるよう微力ながら頑張りたいと思います。

神戸支部
中尾 友彦

- ①3歳から神戸在住です。大阪府堺市生まれです。
- ②明石海峡大橋から淡路島にかけての景色がとても綺麗です。（神戸市垂水区）
- ③知り合いの人が調査士で人生を謳歌しているように見えたので目指しました。

- ④晩御飯です。
- ⑤ガーデニングと登山です。
- ⑥長年引越し業界におりましたので、新築の表題登記にいった際は冷蔵庫等の大型家電や大型家具の搬入経路が見えてきます。
- ⑦国民生活の安定と向上に資することを使命とします。

姫路支部
前田 祥

- ①兵庫県揖保郡太子町
- ②ラストサムライや軍師官兵衛のロケ地でもある書写山が近い。（姫路市御立西）
- ③測量の仕事に携わっていると調査士業は切っても切り離せない士業のため自分も取得しようと思いました。

- ④家族とふれあい。
- ⑤家でゴロゴロする。
- ⑥最近延伸開業した北陸新幹線延伸工事の測量に携わったこと。
- ⑦まだまだ知らないことも多いですが日々勉強しながら調査士としての業務を遂行していきたいです。

但馬支部
中島 陽平

- ①兵庫県養父市八鹿町
- ②城崎温泉が有名ですが、最近では「国宝」人気の永楽館があります。（豊岡市）
- ③妻の父親が調査士だったこともあり、勉強してみようと思いました。
- ④おつまみを作る。

- ⑤子供と遊んだり、ドライブしたり。
- ⑥7日間しかない昭和64年生まれです。
- ⑦地域の皆様に信頼される調査士となれるように日々勉強して参ります。よろしくお願い致します。

東播支部
吉田 尚史

- ①兵庫県西脇市南旭町出身です。
- ②緑が多く、暮らしやすいところです。（西脇市南旭町）
- ③前職で土地に関する業務を取り扱うことが多かったので、土地家屋調査士に興味を持ちました。
- ④特になし
- ⑤喫茶店・温泉巡り

- ⑥幸運にも、一度目の受験で土地家屋調査士試験に合格することができたことです。
- ⑦若輩者ですが、これからどんどん知見を広めていき、公正・誠実な土地家屋調査士になれるよう業務に取り組んでいきます。

神戸支部
松尾 厚志

- ①兵庫県加古川市です。
- ②食べたいものや欲しいものが街に出ればほぼなんでもそろうところです。（神戸市中央区）
- ③今勤めている法人での仕事をきっかけに調査士の資格を取得しようと思いました。
- ④晩ごはんの時にお酒をのむのが

たのしみです。

- ⑤家にいることが多いですが、たまに外に出かけるのも嫌いではないです。
- ⑥年齢とともに朝おきるのがつらくなりました。
- ⑦土地家屋調査士として恥ずかしくない知識と技術を備え、依頼者の方々に満足していただくとともに、正確な業務をできるよう務めていきます。

会員の動向

令和8年6月30日現在



阪神支部
坂本 亜矢子

- ①大阪市です。
- ②伊丹市です。市内中心部に比べて騒がしさがなく、のんびりと落ち着いて過ごせるところが気に入っています。
- ③知人から勧められたことがきっかけです。
- ④寝る前に好きなテレビを見てリラックスする時間です。
- ⑤愛犬と一緒に遊びに行くことです。
- ⑥運動神経と料理には少し自信があります。
- ⑦まだまだ学ぶことばかりですが、一つひとつ確実に経験を積み、地域の皆さまのお役に立てる調査士を目指して努力してまいります。



神戸支部
森田 元

- ①兵庫県太子町
- ②都会すぎず、田舎すぎずちょうど良いまちであること。(姫路市御国野町)
- ③先行きが不透明な時代ですが、調査士の仕事はAI等に代替が難しく、今後も安定した需要が見込まれると考えたからです。
- ④妻とだらだら話すこと
- ⑤筋トレと家でゴロゴロすること
- ⑥今年の3月から始めた懸垂が、10回程度上がるようになったこと
- ⑦現場経験を積みながら、専門知識と測量技術を高め、一人前の土地家屋調査士として貢献できるように頑張ります。



阪神支部
伊波 裕樹

- ①兵庫県尼崎市
- ②交通の利便性がよく、再開発による美しい街並み、豊かな文化そして住みやすい街です。(尼崎市尾浜町)
- ③調査士事務所に補助者として就職して、調査士の仕事にやりがいを感じたため
- ④ペットの散歩
- ⑤子供のバスケの練習や試合の観戦
- ⑥特になし
- ⑦さまざまな依頼に対応できるように信頼される調査士を目指します。



神戸支部
亀井 義記

- ①兵庫県神戸市
- ②周辺は店舗等が充実しており生活しやすく、5月にはだんじり祭りがあり活気を感じます。(神戸市東灘区)
- ③登記申請業務だけでなく、測量作業のある土地家屋調査士の仕事にやりがいを感じ資格取得を目指しました。
- ④テレビを見ながら、ビールを飲むこと。
- ⑤定期的に地元の仲間と六甲山に登山すること。
- ⑥特にありません。
- ⑦現場測量や図面作成は得意ですが、登記については経験が少ない為、知識を増やしていきたいと思います。

編集後記

「本当に大切なものは目に見えない」

広報部長に就任して、ちょうど一年が過ぎました。土地家屋調査士が世の中でほとんど知られていないという現実と向き合い続けた一年です。名乗っても伝わらない。気づかれない。説明しても理解してもらえない。そんな日々が、積み重なっていきます。

土地家屋調査士に派手な拍手や称賛は似合いません。承認欲求が強い人にとって、この仕事で満たされることは難しいでしょう。金銭的な成功を求めるのであれば、この延長線上に大金は転がっていないでしょう。

今日もあいかわらず、神経をすり減らす仕事を続けています。世界のどこかで何かの役に立っているという実感は、ほとんど得られません。

「本当に大切なものは目に見えない」と信じるなら、この取るに足らない積み重ねのどこかに、大きな価値が隠れていて、今日も静かに社会を支えているのだろう。と自分に言い聞かせます。

それでも、ただの自己満足なのかもしれないと、さらに意味のないことを考えながら、今日も天気は良いのに現場には行かず、誰の目にも止まらないこの原稿を何度も書き直しています。(広報部長 庄 雅宏)

測定の常識を変える。
“歩くだけ”で現場を3D記録。

XGRIDS



「LiDAR・SLAM・360度カメラを搭載したハンディ3Dスキャナー。
歩きながら周囲をスキャンするだけで、高精度な3D点群を短時間で取得。
現況測量・建物調査の効率化と、再訪リスク低減を実現します。」

全機種デモ機あり！ご依頼ください！



後処理相対精度 1.0cm
スキャンレート 320,000 / 640,000 点 / 秒
スキャン距離 0.5~120m / 0.5~300m

※3モデルラインナップ

高精度点群取得対応モデル

Lixel L2 Pro

リクセル エル2プロ



オールインワン
ポイントクラウド処理ソフトウェア

Lixel Studio

リクセル スタジオ



後処理相対精度 1.0cm
スキャンレート 200,000 / 秒
スキャン距離 40m以上 最大 100m

軽量・高速スキャンモデル

Lixel K2

リクセル K2



話題の3DGS！



Lixel CyberColor

リクセル サイバーカラー

3D ガウシアンスプラッティング生成



点群データを活用した アニスト
図面・図形作成システム「ANIST」



スキャンレート 856,000 / 秒
スキャン距離 0.1~30m以上 最大 60m

3DGS 特化モデル

PortalCam

ポータルカム



最新！3DGS 入出力対応
3次元データ活用

3D 点群処理システム トレンドポイント

「無料デモ受付中 | 現場負担を軽減する3D計測をご提案」

(株)神戸清光は、ソキア製品の販売・修理・メンテナンス
に関する関西唯一のパートナー契約店です。



株式会社神戸清光

■ 測量機器/3Dシステム/CAD/GIS/UAV/修理/レンタル

【URL】 <http://www.kobeseiko.co.jp>

【E-MAIL】 ksi-info@kobeseiko.co.jp



神戸清光ホームページ

本社 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町5-10-9
TEL 078-681-5789 FAX 078-681-8357
淡路営業所 〒656-0017 兵庫県洲本市上内膳1-2-1
TEL 0799-24-5346 FAX 0799-24-7195
大阪支店 〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-4-6-3
TEL 06-6391-4750 FAX 06-6391-4751

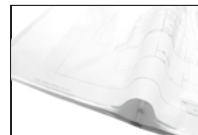
土地家屋調査士専用 便利なファイルをご用意しました !!



No.H2001

ヒクタスファイル クリア 1冊 ￥1,210 (税込)

- ・サイズ: 240mm × 310mm ※レターパックに入ります
- ・適正収納枚数: 40枚 (横入れ)
- ・タイトル: 「成果品」金文字 調査士マーク入
- ・追加ビニールを増やして最大50枚ほど収納でき、大量案件にも対応。



書類が脱落しにくい横入れタイプ
なので、A3見開きがそのまま入ります。



No.H2000

ヒクタスファイル ネイビー 1冊 ￥1,210 (税込)

- ・サイズ: 232mm × 307mm ※レターパックに入ります
- ・適正収納枚数: 40枚 (上入れ)
- ・タイトル: 「成果品」金文字 調査士マーク入
- ・スリムな背幅、360° 折り返しができる省スペース設計。
- ・表面のキズが目立ちにくいエンボス加工。

※ビニールの増減は可能ですが追加ビニール単品の販売はありません



事務所名や住所等を入れて
作製もできます。



No.H2400

キングファイルG 黒 1冊 ￥2,090 (税込)

- ・サイズ: 243mm × 307mm × 46mm
- ・適正収納枚数: 300枚
- ・タイトル: 「測量成果報告書」金文字 調査士マーク入
- ・A3より大きなA2、A1の図面を折り込んで収納することが可能。



とじ具の開閉は片開きになります。
カラーインデックス1組付き



No.H2100

レザフェスファイル 白 1冊 ￥2,420 (税込)

- ・サイズ: 230mm × 307mm ※レターパックに入ります
- ・適正収納枚数: 40枚 (上入れ)
- ・タイトル: 「測量成果報告書」青文字 調査士マーク入
- ・高級感のあるレザー調のファイルで、重厚感のある一品。
- ・ビニールの増減ができ、最大50枚まで収納が可能。



スティックをスライドさせ
ロックを外せば
ポケットの増減が可能です。

※調査士マーク掲載商品は、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の先生方にのみ、ご提供可能な商品となります。

そのため、ご注文に際しまして登録番号の確認をさせていただくとともに、連合会に登録された事務所所在地のみ商品の送付が可能となります。

HSC
hourei shoshiki center

法令書式センター

〈東京本社〉TEL: 03-3928-8330 FAX: 03-3920-7372

〈大阪営業所〉TEL: 06-6358-2926 FAX: 06-6358-6486

ご不明な点等御座いましたら、お気軽にお問い合わせください。

WEB サイトはこちらから



お客様の測量業務をスマートに、もっと生産的に



3D Laser Scanner

歩きながら空間情報をデジタル化

Flagship 3D Laser Scanner

LiGrip 02
Max/Pro/Basic

Lightweight 3D Laser Scanner

LiGrip 02 Lite

実機デモ受付中!

現況調査・敷地調査など、現場の情報を
3D 点群データとしてスピーディに取得、
現場作業を大幅に省力化できます。

コストパフォーマンス重視の
軽量ハンデイスキャナ

Special Edition

LiGrip SE

NEW



Trimble R980 GNSS

IMU (慣性計測装置) 搭載
Trimble 独自の慣性プラットフォーム
リアルタイムに補正観測が可能

LiDAR360

LiDAR データ解析加工ソフト

Trimble RealWorks

大容量点群編集処理支援ソフト

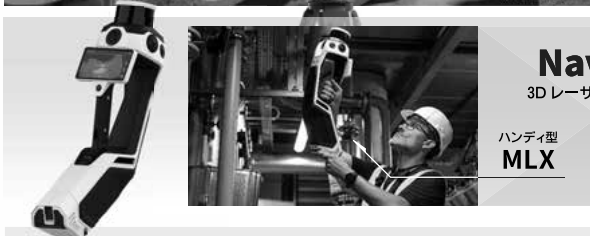
**TOWISE,
TOWISE HC,
Trimble Business Center**

2D/3D-CAD、点群編集測量成果作成ソフト



Trimble S5 S7

ビデオサーチ機能 (S7のみ) を搭載した自動視準・自動追尾TIS
簡易ワシマンとロボティックで長距離ワシマンが可能



NavVis

3D レーザースキャナ

ハンディ型
MLX

ウェアラブル型
VLX3



TPホールディングス株式会社

〒562-0035 大阪府箕面市船場東 1-2-20 ウォールマンビル 5F
tel. 072-729-2690 (代) fax. 072-729-2695 <https://www.tphd.co.jp>



JSIMA (日本測量機器工業会) 認定
JSIMA (日本測量機器工業会) 校正・検査事業者としての
認定を受けています。



ニコン・トリニプル正規修理認定店
株式会社ニコン・トリニプルの検定、校正、修理業務の
指定会社として認定を受けています。



TP ホールディングス株式会社は、ニコン・トリニプル社の正規販売代理店・修理認定店です。

測量機器総合保険

(動産総合保険)

のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

**業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。**

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等
に保管中に盗難にあった。



等

●個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 30,000円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

**約64%
割安!**

●免責金額はありません。

●事業用無人ヘリコプター(ドローン)の取扱も開始しました。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都中央区日本橋3-5-19

TEL 03(6877)5310

おしらせ



補助者証の更新手続きについて



● ● ● ●
昭和55年12月31日生



土地家屋調査士補助者証

事務所所在地
○○○○○○○○

土地家屋調査士氏名 ● ● ● ●

登録番号 兵庫 第×××号

電話番号 ××××-××-××××

発行日 平成25年1月1日

有効期限 発行日から5年間 発行番号×××番

左の者は当会会員上記土地家屋調査士の
補助者であることを証する

兵庫県土地家屋調査士会

有効期限は発行日から
5年です！

現在、会で発行している補助者証は左記のタイプです。発行日と有効期限の記載があります。今、ご使用になっている補助者証の日付をご確認下さい。また、以前のタイプの補助者証をお使いの方、有効期限が切れている方は大至急！更新手続きをお願いいたします。手続方法は下記の通りです。

注意事項

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 退職したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

兵庫県土地家屋調査士会 電話 078-341-8180



- 有効期限満了の3か月前から交付の請求ができます。
- 今、お使いの補助者証のコピー、写真（3 cm × 4 cm、1枚）、更新手数料 1,000円を揃えて、事務局までお申し出下さい。
- できあがり次第郵送いたします。（作成にお時間を頂きます）

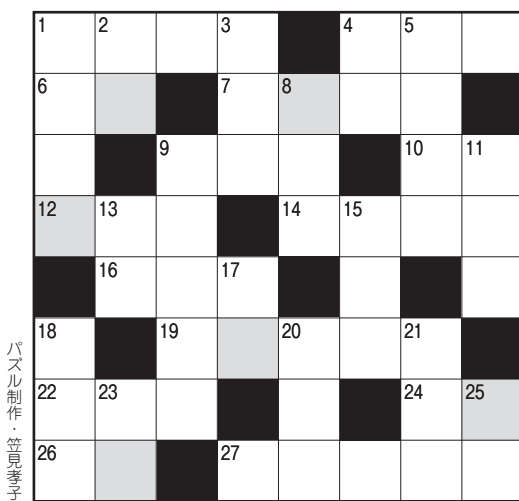
第35回 調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!



クイズに挑戦し、答えが分かった方は解答欄にご記入の上、必要事項・アンケートと共に兵庫県土地家屋調査士会事務局までファックスにて送って下さい。締め切りは**8月31日(月)**です。
 解答者全員に「調査士グッズ」をプレゼントします。



「波」にちなんだクロスワードです。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った6文字を並べかえて、テーマに関係のある言葉にしてください。



パズル制作・笠見孝子

解答欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

タテのカギ

- 波を英語で。○○○○ヘア。マイク
□○○○○
- アイ・マイ・○○・マイン
- 早口○○○。「見て見て三波春夫の波
乗り」
- 鯛焼きのおなかの中身
- フリルが波打つメイドさんのコスプレ
用?
- 高低の差。○○○50メートルの滝
- 2020年東京五輪で正式競技に。会
場は釣ヶ崎海岸
- 香川名物。波打つ「ちぢれ麵」もあり
ます
- 「漣」にサザナミと振る
- 大きく起伏する海の波。たとえて
「時代の○○○」
- 人生山あり谷あり。○○が悪かった
と諦めます
- シオマネキのチョコは、片方だけが
ビッグ!
- 見てマネしよう。習字の○○○
- 「〜(波線記号)」はチルダ。「→(矢
印記号)」は?
- 岩場になっている海岸。○○のアワ
ビの片思い
- 潮煮はおいしいなあ。○○もゴクゴ
ク飲み干す

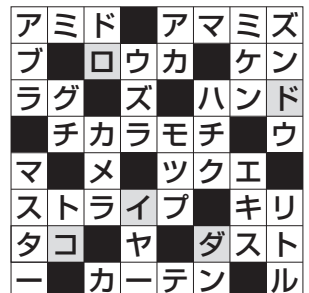
ヨコのカギ

- ニャーニャー鳴くけどカモメの仲間
です
- 元素記号Zn。波板のメッキにも使
います
- 海のスペルは、エス・イー・○○
- カードマジックで使うカード
- 砂砂砂の広野。風紋が波のよう
- キャンドルからポタポタ落ちる
- マリノ○○○に映える白波
- さまざまな波長。サントラのサンと
は
- かすかな風。波は立たないでしょう
- 日本語だと「室内装飾」。このドレ
ーブカーテンは素敵ね
- スターが書くもの。くねくねで元の
字が不明だわ
- 濾過用のペーパー
- 夏の季語「麦の波」。麦でも作るサ
シスセンのソ
- 波打つ紙が間に。何かと便利な○○
○○○

締め切り: 8月31日

前回の
の
解答

ダイドコロ(台所)



FAX番号 078-341-8115

住 所 〒

氏 名

職 業

この会報をどこで見ましたか?

興味があった記事を教えてください

会報にて企画して欲しい事などがあればご自由にお書き下さい。

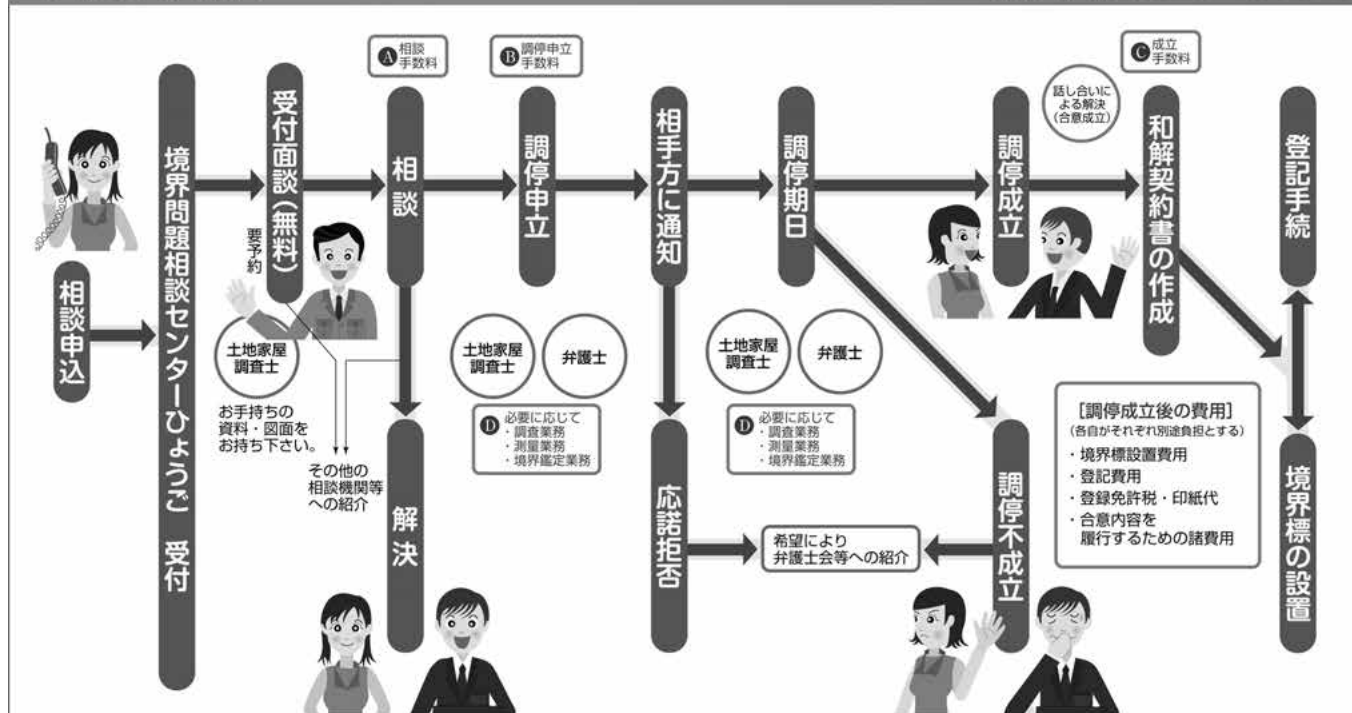
ありがとうございました。今後の会報編集の参考にさせていただきます。なお、プレゼント当選者の発表は賞品の発送にかえさせていただきます。

土地の境界問題でお困りの方

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との協働による紛争解決機関です。

手続きの流れ

境界問題相談センターひょうご



費用概要
(消費税込み)

相談 1回の相談は2時間以内

- ① 相談手数料（相談者負担） 10,000 円
2 回目以降（相談者負担） 10,000 円
基本調査費（相談者負担） 30,000 円以上＋実費（印紙代等）
但し、資料の補充を必要とする場合

調停

- 調停申立手数料（申立人負担） 10,000 円
（第 1 回期日手数料含む）
2 回目以降期日手数料 無料
- 成立手数料（双方負担）基本額 300,000 円
（但し、事案により増減あり）（負担割合は合意による）

補助業務

- ④ 調査・測量・境界鑑定業務の費用
(相談・調停手続きの補助業務)
随時見積り金額による。
(負担割合は合意による)

境界問題相談センターひょうご

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要 予 約

0120-144-400
078-341-8280

受付／月－金 9:00～16:00(土・日・祝は除く)

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日で予約なしでお越しになられた場合
で相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

7650-0017

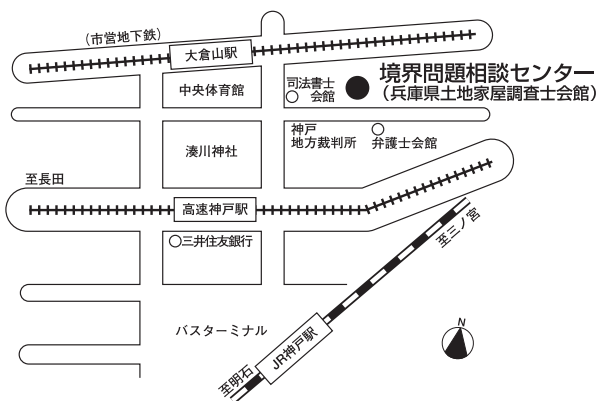
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
(兵庫県土地家屋調査士会館3階)

電話 078-341-8280

FAX 078-341-8286

URL <http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/>

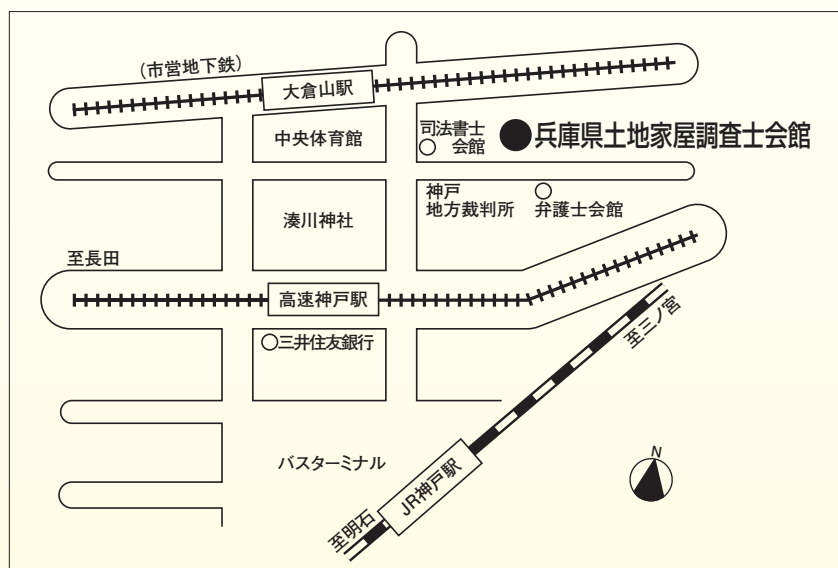
兵庫県土地家屋調査士会館内



※ 駐車場の設備はありません。



令和8年(第85回)定時総会



兵庫県土地家屋調査士会

〒650-0017

神戸市中央区楠町2丁目1番1号

TEL 078-341-8180

FAX 078-341-8115

E-mail info@chosashi-hyogo.or.jp

発行者 兵庫県土地家屋調査士会
会長 三嶋 裕之

編集者 兵庫県土地家屋調査士会
広報部

印刷所 福田印刷工業株式会社
神戸市東灘区魚崎西町4-6-3
TEL 078-811-3131
FAX 078-851-8443